

# 熊取町議会委員会会議録

議員全員協議会

令和元年8月23日開催

熊取町議会

## 〔議員全員協議会（8月23日）〕

「熊取町立総合体育館」及び「熊取町立町民グラウンド」に係るネーミングライツ（命名権付与制度）導入について .....	2
第3次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」の平成30年度実績報告について .....	6
会計年度任用職員制度の創設について .....	17
太陽光発電事業と地域との共生に関する条例制定の考え方について .....	24
幼児教育・保育の無償化について .....	28
空家対策について .....	35
その他 .....	36
1. 老人憩の家の耐震化の進捗状況について .....	36
2. ひまわりバスのルート変更等について .....	37

## 議員全員協議会

月 日 令和元年8月23日（金曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席議員	1	番	田中圭介	2	番	大林隆昭
	3	番	浦川佳浩	4	番	坂上昌史
	5	番	田中豊一	6	番	鱧谷陽子
	7	番	文野慎治	8	番	重光俊則
	9	番	二見裕子	10	番	渡辺豊子
	11	番	河合弘樹	12	番	矢野正憲
	13	番	江川慶子	14	番	坂上巳生男

欠席議員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	中尾清彦
	教育長	勘六野朗	総合政策部長	南和仁
	総合政策部理事	明松大介	総合政策部理事 兼財政課長	東野秀毅
	総務部長	林利秀	住民部長	巖根晃哉
	住民部理事	田中耕二	健康福祉部長	山本雅隆
	健康福祉部理事	山本浩義	健康福祉部理事	木村直義
	都市整備部長	矢部義雄	都市整備部理事	阪上敦司
	会計管理者 兼会計課長	中谷ゆかり	上下水道部長	山戸寛
	教育次長	貝口良夫	教育委員会 事務局統括理事	吉田茂昭
	企画経営課長	橘和彦	人事課長	道端秀明
	環境課長	島尾学	健康・いきいき 高齢課長	石川節子
	障がい福祉課長	野原孝美	まちづくり 計画課長	馬場高章
	道路課長	山原栄次	学校教育課長	松浪敬一
	保育課課長補佐	仲村亮彦		
事務局	議会事務局長	藤原伸彦	書記	藤原孝二

案 件

- 1) 「熊取町立総合体育館」及び「熊取町立町民グラウンド」に係るネーミングライツ（命名権付与制度）導入について
- 2) 第3次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」の平成30年度実績報告について
- 3) 会計年度任用職員制度の創設について
- 4) 太陽光発電事業と地域との共生に関する条例制定の考え方について
- 5) 幼児教育・保育の無償化について
- 6) 空家対策について
- 7) その他
  1. 老人憩の家の耐震化の進捗状況について
  2. ひまわりバスのルート変更等について

議長（矢野正憲君）皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、議員全員協議会にご出席を賜り、ありが

とうございます。

なお、本協議会には、町長ほか関係職員の出席をいただいております。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

---

(「13時30分」開会)

---

議長（矢野正憲君）本日の案件は、「熊取町立総合体育館」及び「熊取町立町民グラウンド」に係るネーミングライツ（命名権付与制度）導入についてのほか5件であります。

なお、発言をされる方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退出いただいても結構ですので、申し添えておきます。

それでは、案件1、「熊取町立総合体育館」及び「熊取町立町民グラウンド」に係るネーミングライツ（命名権付与制度）導入についての件を説明願います。橘企画経営課長。

企画経営課長（橘 和彦君）それでは、ご説明させていただきます。

まず、説明の前に、本町のネーミングライツ導入に関しまして少しだけ振り返りをさせていただきたいと思います。

平成29年、2年前になりますが、9月の議会における議員全員協議会で制度導入の提案をさせていただきました。その中でさまざまなご意見、ご要望等をいただきまして、本町のネーミングライツ制度における議会の関与や、当初、募集する施設を限定しながら導入していくこととして議会と調整させていただいた経過がございます。

その経過を踏まえまして、今回新たに2施設を募集対象とすることといたしましたので、熊取町ネーミングライツ導入に関するガイドラインの規定に基づき議会への報告とご意見をいただくため、本日の議員全員協議会において説明させていただくものでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、資料のほうごらんください。

今回、ネーミングライツ、町民グラウンド、総合体育館への導入に当たって、その趣旨、目的でございます。本町の新たな歳入確保に向け、平成29年12月に施行した熊取町ネーミングライツ導入に関するガイドラインに定めてございますネーミングライツ対象町有施設、基本的にはガイドラインでは全ての町有施設等をネーミングライツの対象としておりますけれども、そのうち募集要項で定めまして施設を公募することにしております。現在、平成30年4月から永楽ゆめの森公園と奥山雨山自然公園、これに加えまして今回、新たに2つの施設を対象とするものでございます。

その理由につきまして、熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンドにつきましては、今年度から指定管理者制度、新たに指定管理が入っております。もともと指定管理制度で運営しておりましたけれども、そのガイドラインにおきまして、指定管理者を最優先の優先交渉者として一度行っていくということでございますので、今回、指定管理者がかわられたタイミングで現在の指定管理者とその協議を行う予定で協議を行いまして、ネーミングライツの導入についてですのでこれまで保留はしておったんですけれども、協議の結果、今回指定管理が決定した業者からはネーミングライツに係る意思はないという確認がとれましたので、今回、改めて議会にご提案して一般に公募していくものでございます。

導入施設につきましては、先ほどご説明した永楽ゆめの森公園、奥山雨山自然公園に追加しまして、今回、網かけしております熊取町立総合体育館、熊取町立町民グラウンド、この2施設を対象とするものでございます。

今後のスケジュールにつきましては、本日の議員全員協議会におきまして報告と意見をお伺いした上で、10月1日以降募集をかけていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上です。

議長（矢野正憲君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。江川議員。

13番（江川慶子君）今回、ひまわりドーム、町立総合体育館と町民グラウンドの一般募集をするということなんですね。それで、ガイドラインに細かいことは書かれていると思うんですが、ちょっと確認のために聞かせてください。金額的なことと、一般募集の場合に出てきたときの選定の件をお願いします。

議長（矢野正憲君）橋企画経営課長。

企画経営課長（橋 和彦君）まず、金額に関しまして、他団体でも例がございます最低金額的なものを例示する方法もございますが、本町の場合、設定金額というのは特に設けずに公募をかけてまいります。基本的に、業者の提案をまずは優先的に受けさせていただきます。これは、今ご質問があったこの後の流れにも影響するんですけども、提案いただいた内容で役場内部の判定会議を行いまして、優先交渉権者としてその提案の事業者がふさわしいかどうかを決定させていただきます。あくまでこれは優先交渉権でございますので、その段階で契約といたしますか、確定ではございません。優先交渉権者と決まった事業者に対して、ご提案いただいた内容、それに対して本町の想定できるもの、応募いただいた愛称、これがふさわしいかどうか、町としては、例えばひまわりドームという言葉を残してほしいとか、そういった内容を協議の中で交渉の中で定めまして、そこでは金額も含めて交渉させていただいて、その内容で合意ができましたら優先交渉権者との契約という流れになってまいりますので、よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。金額については、一般募集ですからそちらのほうから提案してくるということですね。それプラス、周知関係ではいろんなものをまた発行しなければならなくなりますよね。その分も、町が負担するのではなくて、一般の募集された方が提案の中にも含めるような交渉をそれから行うということで理解してよろしいのでしょうか。

議長（矢野正憲君）橋企画経営課長。

企画経営課長（橋 和彦君）おっしゃるとおりでございます。既存のパンフレット、もし名前が変わった場合、基本的にはこれまでどおりのものを使わせていただきます。ただ、やはり新しい愛称が定まっておりますので、もし変えるということになりましたら、業者の負担で差しかえるのか、一部シール張るような形で対応するのか、そこは基本的には協議の中で、ただ、基本的には相手のご負担ですね。これは、看板等も含めまして基本的には先方の負担という形がベースになってございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。大きなところでしたらそういうのも負担を含めて募集に応じてくるのかどうかわかりませんが、そういったものであるということと、あと、例えば政党であるとか、募集の名前がですよ。だとか某団体だとか、そういったものでふさわしいかどうかというのは、判定会議の中で行われるということなんですか。それは、何か条件がきちんとされているのでしょうかね。

議長（矢野正憲君）橋企画経営課長。

企画経営課長（橋 和彦君）ガイドラインのほうに応募資格ということで規定を設けてございます。こちらに関しまして例を挙げますと、いわゆる政治性または宗教性のある事業を行う場合であったり、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団の場合とか、一般的なおよそふさわしくない団体といたしますか応募者に対しては、応募資格のほうで一定制限をかけさせていただいております。

以上です。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。重光議員。

8番（重光俊則君）金額設定をしていないということですが、これは非常にわかりにくい。例えば、ひまわりドームとか永楽ゆめの森は結構大きなところで、これを金額設定できないというのは町が自信がないというか、ここを幾ら以上でやってよというものを示さないと、年1万円でもいいのか、月1万円でもいいのか、そんなのでも受けますよという姿勢を示している。そんなことはないはずでしょう。

それと、泉佐野市がこども金額指定なしなのかどうかですね。それと、近隣でどれぐらい、金額指定しているところとないところがあるんでしょうけれども、熊取町では何十万元以上でないとか、新聞広告でも費用は決めていますよね、1枠幾らとか。そういうものの基準なしに、とにかくこれ応募します、こんな変な姿勢でやってほしくないですね。きちんとこれだけの金額が欲しいから募集するんですよと、少なくとも年間100万円欲しいとか50万円欲しいとか、そういうのがないと、それ以下だったら欲しくないんですよという態度を示してほしいですわ。そういうことをきっちりしてくださいよ。それは何で出せないんですか、金額を。

応募するほうも、幾らでくれるかわかれへんのとにかく応募せなあかん、応募してみて話をしとやったら通りますよという、そんないいかげんな話はないでしょう、こういう新たな契約を出してください、提案してくださいというのに。町長、どうなんですか。何でこういうお金を決めないんですか。

議長（矢野正憲君）橋企画経営課長。

企画経営課長（橋 和彦君）2年前のご提案のときにもご説明はさせていただきました。今、ゆめの森公園も、募集している段階でも一応金額の設定はしてございません。おっしゃるように、金額を指定してこれ以上という形で募集している団体が多いのは、確かに我々も理解してございます。ただ、2年前の議論の中にもございました。ある議員の方からは、やはり月1万円、12万円、それはもう費用対効果はきっちり考えてくださいねというお話もございます。ですので、提案いただいた内容で全て受け入れるわけではございません。それは協議、先ほども言いました優先交渉権者として一旦はさせていただく段階では、当然我々としてもこれぐらいはいただきたいというもの、当然先ほど言いました近隣の体育館であればどれぐらいいただいているのか、それに見合ったものということも一定は想定といいますか、考えはございます。

それ以上は、やはり受け入れられない場合は受け入れられないということは考えてございますが、では、逆に100万円欲しいので100万円という指定をしたときに、ああもう100万円やったらやめとこかなど。例えば70万円、80万円やったら考えてもよかったかなという団体を、その時点でちょっと変な話、門前払いしてしまう可能性もなきにしもあらずなのかなというところで、あえて金額を設定せずに、広くまずは皆さんの提案を受け入れたいなということで設定の金額を設けていないと。

これも、前回の2年前の議論で、例えば相談があったときには最低どれぐらいという考えはあったほうがいいのかというお話はありましたので、当然、明示はしていませんけれども、目安、ベースとしてはこれぐらいはいただきたいなという、ご相談あった場合は当然そういった内容もお答えさせていただくことになろうかと思えますけれども、公募の段階で広く、今ネーミングライツに関して、今回もう1年以上たちますけれども、ゆめの森公園も結果的に結びついていないということもございます。他団体の状況を見ても、以前ほど確かにネーミングライツに手を挙げられる事業者は少し落ちてきているのかなということもございますので、本当に広くまずは受け入れたいなというところで、こういう方法をとらせていただいているところでございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）そういう提案者が考えてよという出し方ですけども、熊取町は少なくとも、例えばひまわりドームでは20万円欲しいんやとか、永楽のゆめの森では50万円出してほしいとか、そんなものがないと、幾らで出そうか。例えば、まちのギョーザ屋が月1万円で何とかギョーザというのでそこに冠をつけてくれるのかどうか、それをつける気があるかどうかですよね。そんなものは

当然示すべきですよ。

ひまわりドームは月10万円でも入ったらええと思うのか、20万円入らんとあかんと思うのか、50万円出してくれと、50万円出すところは、多分今ごろはないんじゃないですかね。そういうところを含めて、少なくともこれぐらいは出してくださいというのを示さないと、ただで、1円から出してくださいというのを言っているようなものですけど、そんなものは当然受けませんよというのをどこかで言いたいと言っているのと同じことで、これは募集している相手に対して非常に失礼なことですよ。だから、こういうところできちっとこれだけの、熊取町はお金に困っているから10万円をネーミングライツで募集せなあかんのやとか、そういうことをちゃんと教えてくださいよ。だからこれを出しているということを言わないと、虫がいい話で100万円出してくれたらもうけもんやなど、そんな出し方ですよ。

今は、熊取町は5万円以下は要らないとして、5万円以上だったらどんな金でも欲しいんですということがあるんやったら、それを言って出してくださいよ。5万円以上やったら考える団体もあるんじゃないですか。そういうことを言えばいいだけの話で、1万円が来たらどうしましょう、5人で二、三時間、1日会議を持つ。そしたら5万円以上の金がかかるわけですよ、その会議をするだけで。10万円やったら10万円の、それでも会議をせなあかん。人件費がかかるんですよ。1件来たら少なくとも10万円以上、名前を印刷したりするのに金がかかるんですよ。少なくとも20万円の金がかかると思うんですよ、会議費を含めたら。それ以上やったら出してくださいということをするべきですよ、誰でも。1円で応募だけ来て号給の方が会議を持つ、そんなナンセンスなことをしてもらったら困りますよ。無駄な作業ですよ。少なくともネーミングライツで応募した人に対しては、これだけ値をかけてやらなあかんからこれ以上でもらおうよと、会議費はそれでとんとんになるでと、そんなことにしてくださいよ。こんなので誰も、じゃ値段がわかれへんのにどう出すのということになるでしょう。

もらってきてもまた何件か、1,000円で応募が1件あった、それで10万円、町も金をかけた、そんなばからしいことはないでしょう。ぜひともこういうところは、幾らの金をかけます、だから応募してくださいとかやらないと、熊取町の職員の方の仕事はお給料を払っているわけですから、自分はこれで幾らの仕事をするんやという自覚を持って、その金をちゃんと決めて、だったらやりましょうという、それぐらいの合意ぐらいつくってくださいよ、熊取町は金ないと言っているんですから。もう一回そういう意味で見直していただだけませんか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）重光議員のほうからご意見いただいたわけなんですけれども、2年前も実はこれ、議員総会という別のところでもご説明させていただきまして、金額の設定につきましてご相談させていただいた記憶がございます。我々のほうとしては一定、金額は持っております。といいますのが、泉佐野市の総合末広体育館のほうが年間70万円という額で、3年契約でなされております。

そういったことで、我々もそれに見合う、泉佐野市のあそこで70万円ということを一応念頭に置いた上で、要はまずはネーミングライツの提案書というところに命名権料提案額という欄を設けてございますので、その額が例えば議員おっしゃられていました仮に箸にも棒にもかからない、事務手数料にも及ばない額でしたら、もうその時点で当然ご破談にさせていただくという、そういった強い姿勢で臨んでいくつもりでございます。その額が、先ほど課長が申し上げました例えば60万円、50万円でご提案があった際、額を70万円ということで設定することによって蹴ってしまうのかという、そういったところもございまして、一定、提案書の中には命名権料提案額というのをまずはお示ししていただいて、その上で先方と協議を進めていきたいということで考えてございます。その点につきましては一定、今現在のガイドラインのやり方をご理解いただけたらなというふうにご考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）やっぱり熊取町は金が足りない、どういう経済規模で助けてもらうかということで、泉佐野市が例えば70万円を出しているとしたら、熊取町は少なくとも半分以下で手を挙げないと、そんなもの来てくれませんよ。だから、少なくとも20万円以上で、20万円出してくれたら御の字じゃないかというぐらいの気持ちでないと誰も手を挙げてくれませんよ。だから、そういうところを踏まえて、20万円やったら協議の場に出そうとか、それぐらいの決断をしてもいいんじゃないですか。20万円でも出してくれなかったら恥ずかしいから、じゃせめて15万円ぐらいやったら1年目の経費ととんとんぐらいになるから15万円ぐらいでもいこうかと、それぐらいの実力しかないんですよ。

そんなに熊取町に、名前を挙げてどンドン人がそれを見てくれるなんて誰も期待していませんよ。50万円を出しますよと言ったって誰も来ないでしょう。だから、少なくとも15万円でも20万円でも欲しいんですよ、町長もこれぐらいの金が欲しいんですよと言っているから金が足りない足りないと言っているんで、そこやったら15万円以上で出してくれたら審査しますよとか、そういうことを言わないといけないと思います。やっぱりひきょうですよ、こういう出し方は。

何万円以上、泉佐野市ととんとんにいきたいと、そんなの絶対いかへん。いくわけがないですよ。泉佐野市の3分の1の金がついたら御の字じゃないですか。そういうところを踏まえて、熊取町の実力と、しかし金が1万円でも2万円でも欲しいというところはやっぱりバランスさせなあかんで、先ほど言われた事務料とのバランス効果をとって、これやったらしようがない、ペイするやんというようところで、藤原町長、20万円やったら欲しいん違いますの。手挙げてくれたら20万円やったら。20万円やったら断りますか。僕は、20万円やったらいくん違うかなと思いますわ。20万円がもらえる、1年目はあれやけれど、どうなんですか。

ブルーベリー農園なんかでも金をかけましたけれど、あそこを5万円ぐらいでもネーミングライツつけたらやってもらいたいと思うでしょう。そういう思いの金でええんですよ。ただ、10万円以下は勘弁してなというのはあると思いますけどね。そういうところでぱんと出すべきですよ。そんなに熊取町は実力もないし、人気のあるまちでもないですからね。お金を出してくれるんやったらお礼を言わなあかんということで、そういうところでぜひ考えてくださいよ。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）なかなか手厳しいご感想をありがとうございます。下限を設定すべきだというふうに捉えさせていただきました。

一定きょうの場といいますのが、2年前にお約束させていただきましたとおり、まず上げる前には議員の皆様のご意見を吸い上げた上で提案に臨むという、そういった議会の場でもありますので、一定、下限の設定につきましては検討させていただきます。ただ、かけるという部分につきましてはもろ刃のところがありまして、本当は50万円ぐらい、30万円ぐらい出してもいいよというところが15万円、下限になりますとどうしても一番安いところから入ろうというのが人情かと思っておりますので、その辺ちょっとバランスを考えながら検討させていただきたいと思っております。ご理解のほどよろしくお願いたします。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

これをもって、「熊取町立総合体育館」及び「熊取町立町民グラウンド」に係るネーミングライツ（命名権付与制度）導入についての件を終了いたします。

---

議長（矢野正憲君）次に、案件2、第3次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」の平成30年度実績報告についての件を説明願います。東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）それでは、第3次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」の平成30年度実績報告についてご説明差し上げます。



ホチキスどめの資料の1ページをごらんになってください。

まず、1ページでは、平成30年度の行革実績について振り返りという形でまとめさせていただいてございます。昨年度は、大阪北部地震、7月豪雨、台風21号といった自然災害が多い年であったことから、災害に伴う経費がふえました。人件費という面では退職手当や超過勤務手当の増加など歳出増加要因はありましたが、歳出面全体では地方交付税の増加やふるさと寄附がふえたことなどによりまして、30年度の単年度でございますが、第3次行革の目的の一つである収入と支出が均衡した決算を迎えることができました。

しかしながら、平成30年度には大きく上振れしたふるさと納税制度が令和元年6月から制度自体が大きく見直されたことによりまして、今後はこのプランのような計画どおりの寄附金を見込むことが難しいこと、また、本日の次の案件でもご説明がありますが、令和2年4月から嘱託員や臨時職員といった非正規職員の処遇改善のための会計年度任用職員制度が導入されること、さらに幼児教育無償化など、第3次行革策定以後に新しい財政需要が生まれていることもございます。今後の行財政運営は、決して楽観視できる状況になく、引き続き行政改革を続けていく必要があるとまとめさせていただきました。

それでは、次のページにお進みください。

こちらは各改革の取り組みの総括としてまとめさせていただいております。2ページの総括表の平成30年度としましては、目標効果額(A)のところですが、全体で5億3,123万4,000円をまずは見込みまして、実績効果額が、ちょっと桁が違いますが、(B)の欄、38億6,126万8,000円で、差額が33億3,003万4,000円という形で、大幅に上振れした結果となりました。

その下に、4ページ以降の個々の取り組みの中で実績効果額が大きかった500万円以上の取り組みを集約したものを一旦載せさせていただいております。

次に、右側の3ページをごらんになってください。

こちらは、第3次行革では大きな目標として2つ立ててございました。1つは、基金に依存することなく毎年の収入で毎年の支出を賄おうということでございます。2つ目は、行財政改革を進めていく中で財源不足により基金繰入れが生じた場合でも、この計画が終了する時点、令和4年度末で一定の基金額はやはり確保して残しておこうというものでございます。

一番上の表、2の平成30年度基金繰入額実績でございますが、行革アクションプログラムの中では、さまざまな取り組みを行っても平成30年度で財政調整基金から8,400万円、ここでいう三角の8,400万円、公共施設整備基金から1億2,000万円を取り崩し、収支の均衡を図る計画でございました。

実績額②の行がゼロで横並びとなっておりますように、この3基金でいきますと、財源が不足することによる基金繰入れが生じることはございませんでした。

その結果、次の表でございますが、平成30年度末の基金現在高の表がございます。この表の一番下の3段目、推計額と実績額の差(②-①)の行の右端をごらんになってください。当初見込んでいたよりも7億3,083万9,000円、予定より多く残っているという状況でございます。

以上が全体のまとめとなります。

次に、4ページ以降に個々のアクションプログラムの取り組みについて取りまとめておりますので、ごらんになってください。

こちらの表のつくりですが、一番左の列が1番からの通し番号、次の分類番号というのは、アクションプログラムのちょうど上位計画として行革プランがありまして、そこでの分類番号をこちらでは入れさせていただいております。

次に、改革項目、所管部課、取り組み内容、平成30年度における取り組み内容という列が来まして、その右側が5年間の実施スケジュールということで、ちょうど点線で横に引いておりますけれども、上側が計画をどういう形で5年間やっていくかというのと、ちょうど下の箱囲みというか半分の表については実績効果額が入っていくという形となります。一番右の列には、当初目標効果額

ということで、5年間こういう形で効果額を上げていきたいという、そういう表のつくりとなってございます。

それでは、30年度の取り組み実績の中で代表的な取り組みをピックアップしてご紹介させていただきます。

まず、左の通し番号の4番でございます。こちらは、生産性向上による超過勤務の抑制ということで、過去からも超過勤務の抑制ということで、行革の取り組みとして中に据えていたものでございます。ただ、平成30年度における取り組み実績としましては、効率的な業務の推進や全庁的な定時退社の実施など超過勤務の抑制に向けた取り組みを進めましたが、台風などの災害対応に伴う通常業務への影響などから超過勤務が増加したということになります。こちらは、基準年度の平成28年度と比べてマイナスの10,186ということで、1,000万円少し、これは超過勤務がふえたという結果をあらわしているものでございます。

続きまして、その下、通し番号の5番です。基幹系システムにおけるクラウド導入ということで、基幹系システムの中でも主な業務である住民基本台帳、税、国保などのシステムを自庁設置からクラウド設置をしたことによりまして、効果額が出ている形となっております。

続きまして、5ページの一冊下、13番をごらんになってください。指定管理者制度の導入です。こちらは永楽ゆめの森公園の分なんですけれども、30年度における取り組みにつきましては、永楽ゆめの森公園を効果的かつ効率的に管理運営することにより、住民サービスの向上、経費の節減等を図ることを目的として、指定管理者制度を導入しましたという年度となります。

実績のほうは3段書きになっているんですけれども、まず、この分野だけでいいますと791と(5,678)、(2,952)を合算した一応効果額となるんですけれども、2つ目の(5,678)は、別の取り組み項目で出てきます非常勤職員の経費の効果額のほうに合算しておりますので、ここは二重計上にならないように括弧書きで分けております。その下の(2,952)につきましても、正規職員の効果額ということで別の項目で上がっておりますので、こちらも括弧書きで一旦省いたという形となります。

それでは、次の6ページ、15番をごらんになってください。指定管理者制度導入の検討です。こちらは図書館分です。こちらは、図書館の指定管理者制度の導入について検討していくという中で、30年度につきましては図書館協議会に諮問して、協議会及び小委員会において検討を開始し、平成31年4月に引き続き直営での運営が望ましいという答申を得た状況となっております。

続きまして、7ページの23番、こちらは新電力の継続導入です。こちらは、平成28年度開始の新電力を引き続き導入した結果、計画より上振れした245万3,000円という形での効果額を上げていただいております。

続きまして、一番下、27番です。こちらは事業の中の見直しということで、国際交流事業の青少年相互派遣事業の見直しです。こちらは、派遣する方的人数を減らしたことによりまして効果額が上がっているという状況でございます。

続きまして、8ページの31番をごらんになってください。こちらはBNC T相談室業務の運用の見直しということで、BNC T相談室を29年度末をもって廃止したという形になっております。こちらでも非常勤職員の方を雇用していた関係の経費が括弧書きで上がっておりますので、これも(3)－12の項目で一括してそちらで計上という形となっております。

続きまして、9ページの37番、敬老表彰等の見直しということで、こちらは、表彰制度の取り組みの少し中身を組みかえることによって新しい表彰制度に組みかえているというような形でございます。一部、対象者を絞ることによりまして財源が浮くような形の中で新たな表彰制度を創設していくという、行革の中では一番王道といたしましょうか、スクラップしてビルドするという形の取り組みの中で、さらに効果額も上げていただいているという形となります。

続きまして、10ページの43番をごらんになってください。こちらは、特別会計分となりますけれども、介護保険特別会計における介護予防事業の推進による保険給付費等増加の抑制ということで、

いわゆる健康寿命を延ばすという形で介護予防事業を推進したという形となっております。①から⑤番まで、タピオステーションの立ち上げ支援、タピオステーションの継続支援、タピオステーションの交流会の開催、タピオカフェ立ち上げ支援、ふれあい元気教室等々を30年度実施いたしました。

続きまして、45番、こちらは業務の見直しによる非正規職員の削減です。こちらは、業務の削減や見直しによりまして非正規職員の方の人数を削減いたしました。29年4月1日と30年4月1日と比べまして、嘱託員の方で8名の削減、臨時職員の方で35名の方の削減を行い、3,604万円という効果額となっております。

続きまして、11ページの51番です。こちらは公有財産の処分ということで、本来の機能が喪失した財産について、将来にわたって機能回復する必要がないと判断された里道や水路等の処分を行った分で、効果額が上がってきてございます。

続きまして、12ページの59番をごらんになってください。こちらは、町税、保険料等の徴収率向上という取り組みでございます。30年度は、特に給与支払報告者（事業主）に対する特別徴収義務の一斉指定ということで、お給料を支払われる際に事業主の方に源泉徴収、いわゆる所得税の源泉徴収と同様に住民税も一緒に天引きしていただくような、そういう指定を行った関係がございます。さらに、大阪府域地方税徴収機構への参加による滞納整理等が進んだ関係もございます。実績徴収率が、28年度と30年度と比べて1.42ポイント上昇した関係がございます。もともとこちらの計画の効果額が、上の段が9,906と（3,961）、こちらの（3,961）は、先ほどの非常勤の方の効果額がダブルカウントしないように括弧書きで一旦外書きで除いておるんですけども、下の実績を見ていただいたとおり6,111万8,000円、かなり、非常勤の職員の方を除いた以外でもこれだけの徴収率のアップがあったこともありまして、大きく効果額が上のほうに伸びたという状況でございます。

続きまして、13ページの63番です。ふるさと納税の推進ということで、こちらは、平成30年度における取り組み内容が、随時謝礼品のメニュー等の拡充を行うことによりまして、さらに新たなふるさと納税ポータルサイト、新しいチャンネルも導入した結果、寄附額で歳入面では76億4,187万2,000円のご寄附をいただいた経費といえましょうか、謝礼品等々の費用が42億3,910万円ということで、この差し引きしたものが効果額となっております。約34億円という、桁も大きく異なる効果額となっております。

続きまして、同じページの68番、職員数の削減です。こちらは、取り組み自体は新規採用者を定年退職者のおおむね2分の1以内とするということで、基本はその取り組みの中で出てきた形となります。さらに早期退職者の募集を行い、年齢構成の平準化を図り、新陳代謝も促進いたしました。取り組み前の人数が333人から321人ということで、12名の減という状況でございます。

続きまして、14ページです。71から73番、こちらは人件費の削減となりまして、現町長の給料と退職手当のカット分、それと副町長、教育長のカット分、あと町長、副町長、教育長の期末手当支給率の据え置きという形で効果額が上がってございます。

続いて、15ページの81番、こちらは住民票等のコンビニ交付の開始ということで、既に4月に始まっている内容、さらに83の旅券発給事務の開始ということで、30年10月から旅券発給事務を開始したということで、こちらはサービスの向上面での行政改革、サービス改革という取り組みとなっております。

最後に、17ページの89番をごらんになってください。こちらは議員皆様方の期末手当支給率の据え置きということで、議員の期末手当支給率につきまして、平成30年度の人事院勧告に伴う改定を行わず据え置きとしていただいた関係で、73万6,000円という効果額となっております。

ちょうどその下が通した合計となるんですけども、まず、目標で5億3,123万4,000円を目指していたんです。先ほどのふるさとが上のほうに振れましたので、こちらで38億6,126万8,000円という形となります。これ、ふるさとの分を純粹に引いた形になりますと4億5,849万6,000円という状況でございます。

少し駆け足となりましたが、30年度の実績報告ということで、ご説明を終わらせていただきます。議長（矢野正憲君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）項目26番、7ページです。青少年問題協議会の委員の見直しなんですけれども、29人から21人ということで8人削減しているんですが、こういったメンバーを減らしたんですか。

議長（矢野正憲君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）まず、考え方として、30名以内というところを29名で従前はお願いしておりました。それを21名に減らしております。その中で特に町の職員とか、ほかの近隣等自治体とかを見ますと、例えば私も含めて過去の企画部長であったり健康福祉部長あるいは教育次長とか、こういった職員とかが入っていないところが多々あります。こういったところはやはり外部の意見中心に聞くということで減らしておるところであったり、あるいは町長、副町長、お二人が入っていた分でしたら町長一人に町を代表していただいてとかそういう形、例えば学校でも中学校代表、小学校代表ということで出ていた分をもう小・中学校の代表ということで1人ということで、全般的に集約したと。そのことによって、報酬をお支払いしていた方が3名程度減っております。それが効果額として今後反映されてくるという形でまとめさせていただいて、あるいは21名が報酬対象だったんですけれども、18名が対象ということで、3名減らせていただいております。

あと、それ以外にも全般的に減らしておるところ、それと逆に、更生保護女性会とかこういった広く、先ほど申し上げたように意見を聞かせていただくということで、追加させていただいておるところ等もございまして、その集約的な整理で今申し上げたような形になっております。

以上です。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）わかりました。やっぱりそういった青少年問題に取り組んでいる外部の方の意見を聞く場ですので、こういった方が削減されたのかなということが気になったんですが、そういった方はちゃんと残していただいているというところで、町の職員の重複している分を削減したというところを理解させていただきました。また取り組みを、子どもたちのそういった問題にしっかり対応していただけるようお願いしたいと思います。

続きまして、12ページの56番、公有財産の活用ですけれども、これ、南保育所の跡地なんです。取り組みにつきましては、今回は「有効な活用策がなかった。引き続き、売却を含め活用方法について検討を行う」というふうになってはいますが、測量等そういうこととか進めておられるんでしょうか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）測量業務につきましては、今年度の予算にはまだ計上してございませんで、売却すべく建物のほうが耐震診断もしていないということで、そういったことも含めて、売却方法を建物つきにするのかどうなのかということも含めまして現在検討しているところでございます。ですので、今年度につきましては、まだ測量設計等々の費用については予算化はしていないという状況でございます。売却方法が決定した暁には、そういったところの予算も計上していきたいというふうに考えてございます。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）まだ売却するということも決定していないということなんですかね。ここ今、公有財産の活用ということですが、売却ではなくて、ほかの方法も考えているということなんですか。

どういうことを考えておられるのか、ちょっと教えてください。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）基本的には売却というところで検討してございます。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）ということは測量せなあかんということですよ。その予算はまだとっていないと

いうところなんですか。その辺はどう考えて……。来年度に持って行くということですか、測量については。

議長（矢野正憲君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） 現在、来年度の予算化に向けて検討しているというところでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） わかりました。お願いします。

あと、もう一個だけ、すみません。63番です。ふるさと納税のところがありまして、今回すごい効果額、府内でも7番目に多かったというふうに成果報告の中にもあったんですけども、34億円というところの効果額があるんです。今の状況と、今後どう考えているのかというところをちょっと教えてください。

議長（矢野正憲君） 橘企画経営課長。

企画経営課長（橘 和彦君） 数字をごらんいただいたように、寄附額として約76億円、全国で7位でございます。

今、現状なんですけれども、この6月から大きく制度、総務省の認可といいますか、受けないといけないような形になってございます。本町の場合、一応4月に正式に、6月以降の登録といいますか、それを申請しまして、6月から10月までの許可といいますか認可を受けている状況です。全国でも数十団体ぐらいですか、10月まで。正式にいくと来年の6月、1年間の登録制度になっておるんですけども、過去の取り組み状況をいろいろ総務省のほうも判断いただきまして、そういう形になってございます。

まさしく今、10月以降の認可を受けるべく申請もしておりますし、本日といいますか、総務省からももう一度またヒアリングしたいということで、まさしく本当に本日、担当職員が今行っているところでございますので、そのあたり、きっちりと現状の取り組みを説明して、まずはふるさと納税を受けられる体制、これはとっていかないといけませんので、そういう取り組みをしているところでございます。

この6月以降大きく制度が変わる中で、基準としては大きくは3割の謝礼品の割合にするのであるとか、いわゆる地場産品でないといけないであったりとか、大きく基準を明確にこれは規定されました。これまでは努力義務といいますか、技術的な助言ということで一定ご指導みたいな形で行ってまいりましたが、今回、法律できっちりと明記されてございます。

こういう内容を謝礼品として提出していいかということも、一々総務省のほうにこういう形という提案をして、了承いただいた形で上げるという、かなりこれまでと違った手続が今発生しております。ですので現状は、先ほど言いましたまずはふるさと納税を受けられる体制をきっちりとっていくということで、本当に地場産品、謝礼品の割合、こういったものを基準に適合するようにきっちりと今、取り組みをさせていただいております。

その結果、地場産品のタオルとか水なすとか、幾つか確かに寄附はいただいておりますが、金額的にはもう昨年に比べて、また3億円、4億円あった時代と比べましても、正直微々たるものであるのは間違いございません。先ほど言いました、今現在はちょっとそういう様子見ではないんですけども、きっちりとやっていく中で、いろいろ他団体の状況なり、どういうアイデアがあるのか、練っている部分はあるんですけども、まずは先ほど言いました10月以降の手続、認可をとらないといけないということもありまして、まだ具体化していない部分がございますが、他団体の状況であったりとか国の対応を見ながら、去年ほどというのはもうなかなかしんどいと思いますけれども、できるだけふるさと納税のご寄附をいただけるように取り組んでまいりたいと思っております。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） わかりました。なかなか厳しい状況かなと。今現在は、そしたら何件ぐらいあるん

ですか。

議長（矢野正憲君） 橋企画経営課長。

企画経営課長（橋 和彦君） すみません、件数はちょっと定かではございませんが、今現在100万円から200万円の間だったと思っております。ちょっときょうは数字を把握してこなくて申しわけございませんが、それぐらいの状況になっているということでございます。

平成26年の後半ぐらいから拡充して取り組んでまいりましたが、それ以前の寄附に比べるとまだいただいていると思うんですけれども、拡充以降の部分でいいますと、やはり大分落ちてしまったというのが実情でございます。

議長（矢野正憲君） ほかに質疑はありませんか。田中豊一議員。

5番（田中豊一君） どなたも褒められる方がおらないんで、私、ちょっと褒めさせてもらいたいと思います。

職員の努力と町長の決断によって、ふるさと納税を含めてこれだけの単年度の黒字というか効果が上がったということは住民もよくご存じで、隣の泉佐野市はああいうちょっと化け物みたいなあれなんですけれども、千代松市長も、熊取町はうまくやってるでということ熊取町であった集会のときにも言われていましたので、皆さんも評価されています。ご苦労さまでした。

それで、先ほど財政の担当の理事からも説明があったように、今、橋課長からも話がありましたように、新年度についてはそれだけ実は上がらない公算が非常に高いというのと、それから、この後も説明がありますけれども、会計年度任用職員制度、これは国が働き方改革によってこういう制度を全国統一的にやろうということで、地公法の改正をやるということの中で出てきた案件、それと、消費税の増税に伴う幼稚園や保育所の無償化と。無償化と言いながら国は地方自治体にその内容で財政負担を強いているということで、いろいろ不満もあるんですけれども、住民に対しては非常に喜ばしいことで、そういう中でやっぱり財政需要が出てくると。これは引き締めていかなあかんということを職員の皆さん方、新年度に関してはやっぱり持っていたきたいなと思っています。

そういった中で、アクションプログラムで上げながら実施できていない項目というのが幾つかあるわけです。例えば、中身の議論は私はしませんけれども、前の経過もあると思いますので、学校の要保護・準要保護の率の改正なんかは議会の意見を聞いて変えなかったというようなこと、その経過があると思うんです。それから、保育所の民営化についてもいろいろ手続的なものがあったというのは聞いています。これらは、やはり財政の見通しの中で、どこかで踏み込まないといけないところがあるかなと。

それと、例えば46番の補助金・負担金等の見直しなんかは踏み込めなかったというようなことを書いていますけれども、以前には行革で2回ほどカットした経過があります。一律2割カットというようなときもありましたので、今は収入で入ってくる財政の内容というか中身の量、額ですね。それは、以前は税金とか収入で入ってくるものを住民に分配できるというような、そういうあれでしたけれども、人口が膨らんで、これから施設も膨らんで、少子高齢化で人口が減少傾向にある中で、どっちかいうたら負の遺産というか負の分配というのが起こってくるということを最近私も研修で聞かせてもらって、まさにそうだなというふうに思っています。

アクションプログラムで実施できていない部分、例えば公有財産の処分とか、ため池のことを平池とか書いていますけれども、あと源太池とか抜けているん違うかなと。進入道路がないというのはわかっていますんやけれども、不動産屋なんかはうまくやるん違うかなと思います。

そのあたり、担当部局のほうはよく考えて、あらゆる手でできることからやっていかなあかんの違うかなというふうに、これ、一つ一つ見ていますけれども、私が言いたいのは、30年度は頑張ったと。令和元年以降、やっぱりもう一踏ん張りやらんと大きな金も入ってこないし、財政需要は膨らみますよと。新しい制度で膨らむ中で、皆さん方も覚悟を持ってやっていただきたいし、我々のほうもそういう面では応援したいなと思っていますので、財政の担当の理事からちょっと答弁いただいたらありがたいです。

議長（矢野正憲君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）先ほど最後にふるさと納税を引いてしまうと目標に達していないというのも、これも本当に今ご指摘いただいたとおりだと思います。だから、いろんな要素が入ってきて、特に30年度はふるさと自体が30数億円というのが、実際、収入と支出には直接影響していない、全部基金に積んでしまっていますので、そういうところでも何とか黒字化できたところもあって、本当に幸運が続いたなという30年度やったかなというふうに思っています。ご指摘いただいた内容については、改めて引き締めて頑張っていきたいと思えます。

以上です。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。江川議員。

13番（江川慶子君）第3次行財政構造改革プランは、財政の大変厳しい年に前提でつくられたものであるということで、見直しをしてはいかがかということは何遍も質問させていただきました。またここで中間報告という形で報告があったことは、いい機会だなと思っております。

将来にわたっているいろんな取り組みをするためにお金が必要だということで行財政改革を進めているわけなんです、2ページを見まして実績効果額の500万円以上のところで、45番の業務の見直しによる非正規職員の削減、それから68番の職員数の削減、こういった職員の努力というのがかなり実績効果額を上げているなど、ふるさと納税以外の部分でいいますとね。そういうところでは職員にかなり負担がいつているのではないかなということと、59番のところ、町税、保険料等の徴収率の向上、これが物すごく金額が上がっているという部分では、払うのは当たり前ですよ。払うのは当たり前なんです、住民に多くの負担がいついて生活面ではどうだったのかなという、その辺にちょっと懸念を感じました。

3ページのほうを見ますと、基金繰り入れは結局、実績額はゼロということで繰り入れなしで済んだ。それは、先ほど言ったふるさと納税や職員の努力、それから徴収向上によってゼロでいけたと。それから、心配していた基金の残高も、アクションプログラムで考えていた金額よりも実績額は7億3,083万円ほどふえたというふうに一応認識しました。

質問なんですけれども、先ほどちょっと気になったという部分でお話があった59番、12ページの町税、保険料等の徴収率向上のところ、「給与支払報告者（事業主）に対する、特別徴収義務の一斉指定を行うとともに、大阪府域地方税徴収機構への参加等による徴収技術及び徴収率の向上を図った」ということが書かれているんですが、この辺、もう少し具体的に教えていただければと思います。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）もう少し詳しく申し上げます。

まず、特別徴収のところでは義務者の増というところなんですけれども、これは一定、大阪府のほうで個人住民税の特別徴収を徹底するという意味合いの中で要は会社にアプローチをかけるというところで、熊取町のほうとしては実績として、29年度については特別徴収義務者数、会社が5,214であったのが、そういった事業も踏まえた上で平成30年度は5,919件ということで、700件程度ふえてございます。ということは、特別徴収ということは給料から天引きを必然的にされますので、一定その効果額としては、単純計算ですけれども1億3,000万円ほど賦課調定額でふえたというような状況でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。そのうちの1億3,000万円については、普通徴収から特別徴収のほうへ700件余りが変更になったので、自動引き落とし、納め忘れというのがなく、うまく徴収できたということで理解しました。

それ以外でも金額的にはもっとあるんですけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）大阪府の徴収機構について少し取り組みがございまして、これは平成29年度から大阪府域地方税徴収機構へ参加してございます。その中で、30年度につきましては3,500万円、そういったところでの徴収率としては86.9%になってございまして、全体の徴収率でいいますと、機構全体の徴収率です。その分は滞納処分の中では73.2%となっております。徴収機構にお任せする案件というのは、一定の額以上の大きな滞納額の方が対象になってございまして、うちの職員も派遣で行っていますけれども、そういったところの実績が大きなものとなっております。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。府の徴収機構というのは、税だけでなく、いろんな保険料も含まれているということで理解してよろしいんですか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）いえ、私が今申し上げたのは税の部分のみです。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）それでは、ほかの保険料等のところはどのようなふうなことになるのでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）国民健康保険、それから後期、介護もそうですけれども、大阪府の徴収機構のほうには現時点、ご依頼はまださせていただいていない。町のほうで単独で頑張っておるといような状況でございまして。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）よろしかったら効果額のところは出ますでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）特別会計ということで、すみません、こちらのほうには数字をごらんのとおり空白で、上げてございませぬ。ただ取り組みにつきましては、ご承知のとおり、例年高い徴収率の維持、向上に努めておるといような、そういう状況でございまして。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）ということは、この6億1,118万円の実績効果額の中には入っていないと理解してよろしいんですか。そういうことですか。

（発言する者あり）

13番（江川慶子君）2つ。はい。

議長（矢野正憲君）もうよろしいですか。はい。

ほかに質疑はありませんか。重光議員。

8番（重光俊則君）田中豊一議員が言われておりましたけれども、30年度かなり頑張ったところがあるというのは賛同いたします。

3つほどちょっと細かいところ、来年度以降にまたがる場所にもあると思うんですが、43番のタピオ体操と介護保険特別会計における事業推進ということで実施していて、効果額は書いていない。だけど実際、タピオステーションの立ち上げとかでやっていますというところで、そこはすばらしいところなんですけど、費用は実際生じているんですね。タピオステーションの運営だとか補助者にお金を出していますから、タピオ、これにかかったお金というのを書かないと、これ、いいことづくめで何もお金をかけずにやっていますよとここに書いていますけれども、実際はタピオステーションの運営でかかっています。だから、そういうところを自覚する上でもこういうところはちゃんと書いてほしい、これは要望です。

それから、38番、これは要保護・準要保護の就学援助をもう一回提案して、だから、これは令和



2年からもう一回、前に出した提案をして就学援助費は取りますよと、そういうことが書いてあるんですね。どうなんですか。

議長（矢野正憲君） 東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君） この表のつくりなんですけれども、38番でいきますと、6,077がずっと令和4年まで並んでます。これは、計画をつくったときに、30年度から実施できればこれだけの効果額が毎年上がってくるであろうという、その当時の計画数値です。その下には、今回、基準が変わっていませんので基準の変化による効果額がなかったの、バー表示という形になっています。ここに上がっているから来年度以降また同じような話がすぐということではないんですけれども、あくまで計画策定時にこういう計画であったということでご理解いただきますよう、よろしくをお願いします。

議長（矢野正憲君） 重光議員。

8番（重光俊則君） だけど、取り組み内容のところに、周辺市町村の状況を踏まえ、就学後の認定基準の見直しをしますと書いてあって、実際はまだこれもやる、僕はやってもええと思うんですね、熊取町の実情を考えて。今以上に高いと思います。ただ、そういうところを切るべきところは切るということで、そういうことはもう一回、ここに30年度の計画ではこうやったということを書いていきますけれども、やはり当然見直しをして、切るべきところは切るということでやってもいいと思います。

それから、次は65番がちょっとわかりにくいんですが、一般廃棄物処理手数料の見直しということで、令和元年から2,700万円、これは手数料が上がっているんですか。それとも、10リットル可燃ごみの導入と小型可燃ごみの定期収集を実施することによって2,700万円効果が上がると、こう見るのか、昔言われていた小型不燃ごみの徴収料を変えることによって収入を上げますと読むのか、これはどういうことなんでしょうか、令和元年からの2,700万円。

議長（矢野正憲君） 島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君） あくまでも計画でございます。ご存じのとおり、袋代というのは値上げしておりませんので、これ、手数料として値上げすれば、こういう形で収入があるであろうという計画をもとに算定したものでございます。これにつきましては、廃棄物の審議会におきましても値を上げんと頑張ってくれというような声もありました。それと、ごみがふえることに対して、やはりそのときにはごみの値上げというのは考えていくものではないかというようなご意見もいただきましたので、そういう意見もありまして、今のところちょっとまだ時期が早いのではないかなというような考え方をしておるといふところでございます。まだ検討中ということでございます。

議長（矢野正憲君） 貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君） 9ページ、38番の要保護・準要保護就学援助費の見直しの件です。力強いお言葉をお賜ったというふうに理解いたします。

ただ、一方では議員みずからご質問等もいただき、私自身も繰り返し答弁させていただきました。他の議員からもいろいろなお指摘をいただいております。ただ、請願等をいただいたり、あるいは真摯にご議論いただいたことも含めて、今時点ではもうこの記載のとおりの内容でございます。したがって、具体的な見直しの案とか、あるいは時期とか、そういったものは今、持ち合わせてはおりません。

一方では、今おっしゃられたように、見直しはとめるという意味ではなく、今のところは近隣あるいは他の自治体の状況等のそういった趨勢を注視し、情報収集等に今後も努めてまいりたいと。また、議会のほうからの大きなそういったご意見あるいは町長みずからの判断等により、方向がおのずと固まってくるものというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（矢野正憲君） 重光議員。

8番（重光俊則君） 最後は、3ページの基金の繰り入れ実績とか基金現在高とかという数値が書いてあるんですが、この数値は実際に何の意味を持つのかなと思うんです。やはりちゃんとこれは、これ

だけいかにも効果があったなというようなことも書いていますけれど、そうじゃなくて、実際の決算審査の基金現在高の記載、ここが一番重要で、30年度中の増減が幾らやったのか、30年度期末が幾らになったのか、そこを見ると、財政調整基金は2,700万円アップしたと、それで10億9,022万1,000円、それから減債基金は363万円30年度で増減している。それで実際が6億1,745万円になっていると。それから公共施設整備基金は169万8,000円30年度に増加して15億2,916万4,000円になっているということで、この実績額というのは平成30年度末の額が書いてあるんですよ。その前のアクションプログラムの推計額でとか、その差額ってこんなの全然意味もなさないことなんですよ。

実際に財政調整基金が6億8,800万円アップしたのか、そんなことはないでしょう。公共施設整備基金がアップしたのか、そんなことはないでしょう。アクションプログラムでの推計値自体をここに書いて、熊取町の基金がいかにもふえたようなことを書いているが、そうじゃなくて、決算基金の表に書いてある現在の決算基金の期末残高がこうなったということしかないはずで、アクションプログラムによって基金がこれだけふえたというようなことはないはずですよ。そういうところを、ここにこの表があるからこう書いているということで、実際に……

(「現在高です」の声あり)

8番(重光俊則君) 現在高を言っているんです。この決算表で30年度末現在高を知っていますか。その現在高がこうなりました。ここに書いたら、いかにもアクションプログラムによってこれだけふえたと考えるのが当たり前だけれど、そんなこともない。公共施設整備基金は169万円ですよ。減債基金は36万円、それぐらいしか変化していないのに、アクションプログラムでいかにも何か活動したような表をつくっていますよね。

その上の財政調整基金で8,400万円、これは減らしたんですね、アクションプログラムで。公共施設整備基金で1億2,000万円減らしたことはあるけれども、実際は差額としてというか、上の財政調整基金と減債基金の公共整備基金はアクションプログラムがあっただうなって、最終現在高がどうなったということはここに書いていないんですよ。いかにもアクションプログラムで一生懸命やっているという数値を書いているだけで、基金について全然、これだけ効果があることはしていないはずですよ。ふるさと納税基金でふえたということは実際でしょうけれど、それ以外にやったことというのは、行政の中で減っている、地域福祉基金が減っている、それから産業活性化基金が減っているという、これはアクションプログラムではないけれど減っているんやというようなことを言っているの、実際、いかにも基金をふやすためにアクションプログラムをやっているような表をつくるのは間違っていますよ。

これ、たまたまこういう数値を出したらこうなるから、ここへ書いておこうかということで書いているだけの話で、決算審査に実際の基金の現在高を書いているわけですから、それに対してアクションプログラムでどういう効果をしたというのを書くべきやけれど、そんなことは書いていない。ただ、ここの中にある数値を拾ったらこれだけ作用していますよということを言いたいんでしょうけれど、これはおかしいです。基金は全然ふえていないし、減っているものもあるというところを考えたら、この表自体をここに入れて、アクションプログラムがいかにも大きな評価があったというようなことを書いているけれど、2と3の表というのは実際の現在残っている期末の現在高とその年度中に増減した値、それとアクションプログラムの値を結びつけた表にしないと、こんがらがりますよ、こういう数値を出していたら。

やはり来年度からは、その辺の実際の生きている値を、アクションプログラムの中で影響したのがあるんやったら影響した値を、そしてそうでないところは含めて書いてもらわないと、いかにもアクションプログラムですごいことをしたなと書いているけれど、そんなことはない。34億円のふるさと納税が大まかに多かったということをまとめているだけの話ですから、その辺は注意して値をつかった基金の表にさせていただきたいと思います。

議長(矢野正憲君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、第3次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」の平成30年度実績報告についての件を終了いたします。

---

議長（矢野正憲君）次に、案件3、会計年度任用職員制度の創設についての件を説明願います。道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）それでは、会計年度任用職員制度の創設につきましてご説明いたします。

お手元の1枚物の資料のほうをごらんください。

まず、1番目の創設の背景でございますが、各地方公共団体におきまして任用・勤務条件などの取り扱いが異なる非常勤職員制度につきまして、統一的な取り扱いを定めて適正な運用を確保すること、また、働き方改革の一つとして処遇改善を行う必要があることから、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されまして非常勤職員制度について整備されるとともに、新たな制度として会計年度任用職員制度が創設されることから、本町におきましてもこのような法改正に沿った対応を行うものでございます。

続きまして、2番のほうでございます。嘱託員・臨時職員から会計年度任用職員への移行でございますが、法改正により本町の非常勤職員、2つございまして嘱託員と臨時職員という職員がございまして、この職員につきましては全て会計年度任用職員へ移行いたします。

その下の表をごらんください。現行の令和元年度の運用と、大きな矢印がございまして、その下、法改正によりまして令和2年度、来年度からの運用を示しているものでございます。

まずは現行のほう、上の表のほうをごらんください。

現在、非常勤職員として本町では嘱託員と臨時職員の2種類がございまして、後ろの括弧書きの人数は、ことしの4月1日現在で在職している人数でございます。

その下、地方公務員法の区分といたしましては、嘱託員は非常勤特別職職員となりまして、臨時職員は一般職職員という、これは法律上の区分でございます。そういうふうな形になっております。

そして、配置する基準でございますが、嘱託員は、職員の補助的な業務のうち専門性の高い資格を有する業務に従事し、基本的には通年発生する恒常的な業務を処理するために配置しているところでございます。その右隣の臨時職員のほうでございますが、こちらにつきましては、職員の指示のもと、補助的な業務に従事し、業務内容や量に応じて、必要なものに臨時的に配置するものでございます。

その下の一番大きな段はおのおのの職の中での代表的な職種でございますが、さらにその下、任用期間、任用と申しますといわゆる民間という雇用という形になりますが、雇用期間は嘱託員は1年単位、臨時職員は最長6月が基本でございます。ですので、臨時職員の方で1年間来ていただきたいような保育士の方とかいらっしゃった場合は、最初半年間任用させていただいて、10月になりましたら更新という形をとらせていただくと。その上で、4月になりましたら、広報2月号で募集をかけさせていただいて全員一斉公募をとらせていただいているというふうな状況でございます。

そして、一番下のところでございますが、令和2年度からの表をごらんください。

法改正によりまして、現行の嘱託員、臨時職員は全て会計年度任用職員制度へ移行することになります。地方公務員法上の区分は全て一般職職員となりまして、配置基準や代表的な職種につきましては現行の嘱託員、臨時職員と同じでございます。

そして、一番下の段、任用期間は1年単位という形になります。

そして、職務内容につきましては、今の嘱託員、臨時職員と同じでございます。

次の裏面、2ページをごらんください。

熊取町における非常勤職員の主な処遇改善の内容でございます。こちらにつきましては、左から現行の嘱託員、そして臨時職員の内容で、一番右側の太囲いのところが来年度からの会計年度任用職員の内容となっております。

まず、基本的なところになる給料でございますが、現在、嘱託員は報酬という形、臨時職員は賃金でございますが、会計年度任用職員になりますと、正規職員と同じ給料表という表を使用いたしまして報酬を支給することになります。

その下の地域手当についてでございますが、この手当は地域手当と申しまして、民間の賃金が高いような地域、例えば東京であるとか大阪とかそういう賃金が高いようなところで勤務する職員に対して支給される手当でございますが、会計年度任用職員につきましても、本町の正職員と同じ割合でございます6%分を報酬という形で支給することになります。

そして、期末手当、こちらはボーナスに相当するものでございますが、こちらも同様に、正職員と同じ年2.6月分を新たに支給することとなります。

そしてその下、通勤手当でございますが、現在は嘱託員のみを支給してございますが、これも正職員と同じ基準で、表の金額のとおり支給することになります。この金額につきましても、いずれも上限という形になります。

さらに、その下の米マークを振っている育児休業と介護をするための休暇、これは特別な休暇ですが、こういったものにつきましても、一定の条件はございますが、取得できるようになるものでございます。

そして、続きまして4番の非常勤特別職職員の整理でございますが、今回の法改正を受けまして、本町の非常勤特別職職員について整理を行うものでございます。

まず、1つ目が、非常勤特別職職員として今回、産業医、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の4種類を新たにつけ加えるものでございます。これは現行、いらっしゃるんですが報償費という形で支給しているんですけれども、非常勤の職員としてしっかりと位置づけを条例上行うというものでございます。

そして、2点目の②のところでございます。非常勤特別職職員から会計年度任用職員へ移行するもので、今までご説明してまいりました嘱託員と、新たに消費生活相談員の2種類が移行することとなります。

続きまして、5番の例規整備についてでございますが、新設の条例として会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定いたしまして、この条例では、会計年度任用職員の勤務条件のうち、支給する給与（給料・報酬、手当）、費用弁償、給料表、職務の級、勤務1時間当たりの給与額など、制度のまずは大枠部分について規定するものでございます。

次に、その他改正が必要な条例でございますが、①番の新設条例の附則の中で改正させていただきたいものとしたしまして、職員分限条例などこちらで幾つか条例がございますが、あわせて8つの条例の一部改正を行うものでございます。これらの一部改正のものにつきましては、主に会計年度任用職員制度の創設によるものや、先ほど申し上げました非常勤特別職職員制度の整理に伴い一部改正を予定するものでございます。

また、②番の米マークのところ、議会議員政治倫理条例におきましても会計年度任用職員への名称変更のための改正の必要がございます、これは議会提案による条例改正の手続きをお願いするものでございます。

次に、6番、規則で規定する予定の内容でございますが、4つ主なものを入れさせていただいております。①番といたしまして、給料のうち初任給の金額及び初任給への経験加算に関する規定、それから②番として任用期間、再度の任用、これはいわゆる更新のイメージとしてお考えいただいたら結構かと思っております。に関する規定、③番、休暇などの規定、④番、兼業に関する規定などがございます。

こういったように、今回の制度につきましては条例の中では大枠の制度の設計、そして、詳細な内容につきましては規則にて年内をめどに制定したいと考えているところでございます。

最後に、今後のスケジュールでございますが、この9月議会におきまして条例案をご提案させていただきましてご可決をいただきました後に、10月から11月ごろには現在ご勤務されておられます

嘱託員、臨時職員の方へまずは概要のお知らせを行わせていただきまして、年内までには規則を制定し、初任給などを決定いたしたいと考えております。さらに令和2年、来年の2月には新規募集、3月には選考、採用、このあたりは今と変わりませんが、そして4月に新規の任用という予定でございます。

最後に、処遇改善のところでございますが、今回新たに創設される会計年度任用職員につきましては、新たにボーナスを支給するなどによりまして、今後、人件費の増額が予測されるところでございます。具体的な人件費の額につきましては、各職種の初任給の金額、幾らで初任給を設定するかによって、その初任給を基本としてボーナスがあったりとかしますもので、そういったものによって大きく変わるところでございます。

また、報道でも出ておりますが、最低賃金の引き上げの報道もでございます。また、こういったところにつきましては人材の確保が非常に重要なところでございますので、近隣の自治体の動向というのもしっかりと見きわめながら、そういう人材確保に支障を来さず、また、一方では先ほどございました行財政改革という視点も踏まえながら、今後初任給の金額設定の検討を行いまして、年内をめどに決定したいと考えてございます。

議員の皆様におかれましては、決定次第速やかにお知らせをさせていただきたいと思っておりますので、その際にはよろしくお願ひしたいと思っております。

以上で説明を終わります。

議長（矢野正憲君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）会計年度任用職員制度ということで、新しいこういう制度が創設されるわけなんです。処遇改善という点では非常にいいことかなと思うんですが、ちょっとよくわからない点もありますので幾つか質問させていただきます。

裏面の4番のところ、非常勤特別職職員の整理ということで、新たに非常勤特別職職員として加えるものと、非常勤特別職職員から会計年度任用職員へ移行するものということで書かれておりますが、これは、新たに加える産業医、学校医、学校歯科医、こういった非常勤特別職職員は会計年度任用職員へは移行しないという、そういう意味なんでしょうか。

議長（矢野正憲君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）こちらの今申し上げた部分につきましては、会計年度任用職員に移行せず、非常勤特別職職員という形で位置づけという形になります。と申しますのが、非常勤特別職という文言なんですけれど、余りふだんは耳にされることがなかなかないんですけれども、もともとはこういう専門的な資格を有するような職の方ということが法律の中で定義されてございますので、非常勤特別職の条例の中で総合計画の審議会の委員の方であるとか教育委員であるとか監査委員の方であるとか、そういう専門的な職について定める条例の中に、今回は産業医の先生、学校医の先生というのも同じように専門的な職ですよということ、新たに加えるように国のほうから通知があったというところでございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）わかりました。

熊取町で産業医という、そういう位置づけの方はおられるんですか。

議長（矢野正憲君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）本町では、図書館の下の坂口クリニックの坂口先生のほうにご委嘱させていただいてございます。本町の職員数の規模で申し上げますと法的には1名必要になりますので、その先生にお願いしているところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）わかりました。

それともう一点、表面のほうでは嘱託員、臨時職員、これらが全て会計年度任用職員に移行することなんです、95名、261名というのは、これは特別会計を含んだ人数でしょうか。

議長（矢野正憲君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）特別会計も含めた全会計での4月1日時点で在職されている方の人数でございます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）わかりました。

それと、1点だけちょっと気になるのは、嘱託員においても1年単位ということで、臨時職員は6カ月単位の任用ということなんです、そうでありながら実質的には継続雇用されている、もちろん継続雇用といっても限度はあるわけなんです。継続的に雇用されている職種もあるかと思うんですが、その辺、会計年度任用職員となった場合に1年単位で区切って、継続雇用というのはどういうふうに柔軟に対応されるのか、その辺はいかがですか。

議長（矢野正憲君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）今度の会計年度任用職員に移行しますと1年単位ということで、今までの臨時職員の方が6カ月単位ですから、半年に1枚契約書をお渡ししているところが最初の4月に1年間分の1枚だけお渡しするという形になります。それは今の嘱託員の方も同じで、1年につき1枚お渡しするというところの中で、今の嘱託員の方の制度につきましては、今おっしゃられましたように一定の年数による継続任用という、継続的に公募なしで、勤務成績がよければ来年も引き続きお越しいただけますかということで、来年度も来ていただくという制度がありますので、その辺が臨時職員の方と大きな違いがございます。

それで、今勤務されている嘱託員、臨時職員の方につきましても、実際には物すごく皆さんその方々のお力をいただいて、例えば保育所でありますとか学校でありますとか非常に多大なお力をいただいているところではございますが、何もなしで無条件でまずは会計年度任用職員として移行はできず、やはり地方公務員ですので、一定の選考はしっかりやらないといけないということになります。ですので、継続の部分につきましては、来年の2月には新規募集と先ほどご説明申し上げましたとおり、来年2月には新規募集を行うんですけれども、嘱託員の方につきましてもともと更新の規定もありますので、一定のご配慮もやっぱり必要になるかなと思います。

そして、公募をかける前に例えば事前の申し込みを先にお願ひさせていただいて、そういった方が来ていただける方についてはお申し込みと選考を先に行き、その結果、欠員になったところだけ新規募集を行うとか、そういった面でのご配慮は必要かと思ひます。

そして、すみません、ちょっと話がそれましたけれども、継続の部分につきましては、そこは規則のほうで定めることになっておりまして、現在国と府から言われていますのが1年単位ですけれども、更新は幾らでもやってもいいというわけではない。必ず2回まで、ですから3回、通算1回とすると3年間までは国とか府はやっております。それを超えないようにというふうに言われてございますので、そこのところについて後、町のほうはどのようにしていくかというふうな形になります、現在のところでは国・府に準じたような形で、今度は嘱託員の方も臨時職員の方も、会計年度任用職員になりましたら皆さんそろって1年間の契約書をお渡しする。それから2回まで更新ができる。そして、4年目になりましたら公募が要ります。ただ、その際にはまたお申し込みいただくと。その結果、選考してまたお越しいただける方が手を挙げていただけたら、その方が採用になればまた引き続き来ていただけると。そういうふうなのができればなというところで今ちょっと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）更新ができるというのは、例えば今、保育士さんの場合などでも臨時職員の方は

自動的に更新ということにはなっていないですね。やっぱり1年たったら一旦切れて、また応募してということですね。だから、会計年度任用職員となった場合により厳しくなるのか、あるいはより柔軟になるのか、その辺はどうなんですか。

議長（矢野正憲君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）更新という規定になりますけれども、やはりそこは同じ地方公務員の方ですので、しっかりと1年間の勤務状況を見きわめさせていただいて更新するかしないかというところになりますので、緩やかになるわけでもございませんし、あくまでも同じかなというふうに考えます。以上でございます。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）嘱託員のことで、嘱託員がもし任用職員になられた場合、時間とか日にちとか普通の方よりも少ない方というのはあると思うんですね。そんな方のお給料とか、そういうのはどういうふうにして決められていくんでしょうか。1日何ぼとか1時間何ぼとかという形になるんですか。

議長（矢野正憲君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）基本的には、会計年度任用職員の方になりましたら、今、嘱託員の方は大半が月給制の方でございますので、来年度も引き続き月給制という形で、その辺は変わらないのかなというふうに思います。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）勤務時間が少ない人とか、その方も月給制なんですか。

議長（矢野正憲君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）勤務時間につきましては、その職が必要な時間、時間というのをしながら割り戻しというんですか、週5日の方と週3日の方がいはったら、週3日の方は週5日の方に比べて6割というふうな形で割り戻しをするような形になります。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）そういう方につきましても、そういういろいろと有休とか、それから介護休暇とか育休とかというのを書いてあるけれど、そういう方もとれるということになるわけですか。

議長（矢野正憲君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）ボーナスにつきましては、ここはまた条例にかかわってくるものではございますが、一定、週2日以上の方というようなことが国からも指定というんですか、示されてございます。ですので、週1日の方とか月に1回ぐらい、そういう方はほとんどいらっしゃらないんですけど、そういう方がもしいらっしゃったとしたらボーナスの支給の対象にはならないと。ただ、職員についても例えばお休みをとっておられたらボーナスを削りますので、同じことになるかなと思います。

そして、育児休業と介護休業につきましても、同じように規則のところでは一定定めていくべきものですが、国のほうでは、育児休業につきましても1年以上勤務されている職員がとることができるということになってございますので、恐らくこの内容に準ずるような形になるのかなと思います。

そして、介護のほうにつきましても、こちら週3日以上勤務の方というふうな形で幾つか制限がございます。同じように、例えば現行でもそうなんですけれども、有給休暇につきましても週5日来る方が10日としたら、週1日の方だったらもうちょっと日数少ないと、そういう形で一定、勤務日数に応じて案分するような形で整備されるような予定でございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）わかりました。

それで、もう一つお聞きしたいのは、6番で規則で規定する内容と書いてあるんですけど、兼業に関する規定と書いてあるんです。このようなことで、もし3日勤務している方で、あと2日どこかで勤務したいというようなことも勤務できるというふうなことになるということなのか、この辺は、ちょっと兼業に関する規定というのが気になったんですけど。

議長（矢野正憲君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）兼業に関しましては、もともとは非常勤の職員の方ということになりましたら、今おっしゃられましたように勤務時間が短い、限られている方も多いですし、さまざまな勤務時間の方がいる中で、そういう方の生計の安定であるとか多様な働く機会の提供ということで、今回、国のほうが非常勤の方については兼業のほうは構わないというふうな形で認められるようになったものでございます。

具体的な兼業に関する許可の基準につきましては、自治体のほうに委ねられるといたしますか、制定をしていくということになりますので、現時点ではちょっと持ち合わせているものがございませんが、今後検討して規則のほうで規定していく予定かあるのかなど。その際には、例えば週4日熊取町で勤務されて、そして週3日隣の市で勤務されると、その方は週7日間お休みがないということになってしまいますので、そういったものはまずは認められませんし、どういう職の方がいつどのようにならざるに認めさせていただくのかとか、そういったところについては今後検討させていただきますようなどころでございます。

申しわけございませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）私も一般質問していますので、余り細かいことは……。ちょっと気になった点だけお願ひしたいと思ひます。

さっき休暇の話がありましたけれども、例えば現在の嘱託員の方は、インフルエンザとかで勤務しなくていいよと言われたときでも病気休暇というのはいないんですよね。今度、会計年度任用職員になった場合はどうなるのか。今わからなかったら、また規則とかのときでも結構ですけども、今わかっているんやったら教えてください。

議長（矢野正憲君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）さっきご質問いただきましたインフルエンザになったときに病気の休暇がないという部分についてなんですけれども、私どものご説明が至らぬ点があったのかもわかりませんが、今の嘱託員の方でございましたら、病気の休暇というのは一応制度上はございます。ただ、国の非常勤の職員の制度でもそうなんですけれども、無給になってございます。ですから、お休みはとってもいいですけどノーワーク・ノーペイということで無給になってございますので、恐らくとられていないという可能性もございます。

そして、今後の部分につきましては、基本的には国の非常勤の職員の方に準じて制定していく中では、今申し上げたように、私の傷病というんですか、ご自身の病気による休暇というところはございますので、恐らく規則の中では国に準ずる形になるかと思ひます。基本的には今もございませぬので、そのまま設けさせていただくのかなというところでございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）あと、先ほど坂上巳生男議員が質問されたことの中で更新の関係がありますよね。

1年だけれども2回まででというような話があって、勤務の内容によって更新が可能になるかなというような話なんですけれども、その判断をする、現在、職員やったら勤務評定されているんです。そういうことも生じてくるんですか。

議長（矢野正憲君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）現在、非常勤の方につきましては上司から部下の方への勤務評定というんです



か、そういったような形のものというのを一定取り入れさせていただいているところでもございまして、その人事評価、当然それ以外にもご本人の希望であるとか、そういったところもありますけれども、そういったものを引き続きやらせていただいて、適正に見きわめが必要かなというふうに思います。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）それと、5番目の一番下の米印の議会議員政治倫理条例も別途改正が必要ということは、これ、この資料をもらって初めて知ったんですけども、12月ぐらいの議会で上げるんでしょうかね。それとあと、どういう理由でこれ改正が必要か、ちょっと教えてください。

議長（矢野正憲君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）議会議員の政治倫理条例となりますと、内容的には議員の方のそういったところの倫理基準でございますとか議員の皆様のご責務を規定するところということでございますので、議員の皆様のご審議のもと、議会のほうでのご提案という形をお願いしたいというところで、そのタイミングについては、例年ですと、例えば町長部局のほうで改正があれば後を追いかけるような形で改正になりますので、例えば追加議案でございますとか、施行日までの間の議会でございますとか、そういったメニューになるのかなと思います。

そして、改正する内容でございますが、すみません、簡単に口頭で申し上げると、条例の中で「臨時的任用職員」ということで臨時職員の文言が残っているところがございますので、ここを「会計年度任用職員」に改めていただくような形で改正が必要になっているというところでございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）最後に、ここで嘱託員という名前なので、ひょっとしたら非常勤の特別職なのかわからんですけども、町政連絡事務嘱託員は、恐らくこれには関係ない非常勤特別職なんじゃないかな。

議長（矢野正憲君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）おっしゃるとおり、そのまま非常勤特別職という形で残る予定でございます。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）前回相談を受けたときに人事課のほうにお話ししたことはあるんですが、保育士につきまして、勤務時間に応じて今、時間給が違うという、そういう体制があったと思うんですけども、それも今回、会計年度任用職員になったときに、条例の中で勤務1時間当たりの給与額というのを規定するというふうになってはいますが、保育士は同じ仕事をしているのに時間帯によって時間給が違うというのはいかかなものかということだったと思うんです。それはそのまま継続されるんですか。その辺はどうなんでしょうか。

議長（矢野正憲君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）さきにご説明のほうで、2ページの勤務1時間当たりの給与額という部分につきましては、これは今のいわゆる保育士とか臨時職員の方の時給の設定のことではございませんでして、1時間当たりの単価を出すときにはこういう計算をするんですよという計算の仕方を条例の中でしっかりと定めさせていただいて、そして、その職種ごとの時給であったり月給だったり、そういう初任給に相当するところについては一律、私ども職員も同じなんですけれども、規則のほうで定めさせていただくという内容でございますので、今回の9月議会の条例の中で時給というのが幾らとか、そういうふうな形では出てこないという形になってございます。

ですので、時給であるとか月給、保育士の方が今度例えば1,000円ですよとなった場合、その1,000円につきましては規則のほうで定めて、その内容でもって広報でお知らせしたり、そして予算審議をお願いするという形になってくるところでございます。

それともう一つ、保育士の方が勤務時間が違うというだけで時給が違うというお話の部分につきましては、現在でもそうなんですけれども、時給ということにつきましては基本的には仕事の職責、内容に応じて差を設けるべきものでございますので、町全体といたしまして、同じ仕事をされていたとしたら基本的には同じ時給、勤務時間が違うからということだけでもって時給が違うというふうなことで設定のほうは基本的には考えているところではございません。勤務時間が長い、短いというわけではなくて、長い方はこの後何か別の仕事があるとか、時給の低い方はそこまでの責任を負わないけれども、高い方はこういう責任を負う必要があるとか、そういう仕事の質、職責の重さ、そういったところで時給を決定するということになりますので、この辺は毎年度毎年度、保育士の方も時給が違う方が幾つかいらっしゃいますけれど、その辺は常に関係課と協議しながら進めさせていただいているというところでございます。

ですので、来年度会計年度任用職員になるときには、やはりその辺のところは毎年度やらせていただいているところでありますけれど、改めて職責に応じた時給というのを初任給という形で設定していくというところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） ちょっとわかったようなわからんような、じゃ、やっぱり変わるということですね。一律ではないというところですね。

議長（矢野正憲君） 道端人事課長。

人事課長（道端秀明君） その辺はしっかりと整理させていただきたいと思います。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） わかりました。

ちょっと要望というか、先ほど田中議員も言われていたんですけれども、更新につきまして3年とかいうふうに、勤務評価によって検討すると言っていました。職種によってコミュニティソーシャルワーカーとか、スクールソーシャルワーカーとか、そういった余り人がかわってほしくない職種につきましては、そういったところも考慮していただきたいなというふうに思っています。消費生活相談員もそうですよね。だから、3年とかいうそういう縛りというものは、職種によってなくすことも検討していただきたいなというふうに思います。要望です。

議長（矢野正憲君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、会計年度任用職員制度の創設についての件を終了いたします。

議事の途中ですが、ただいまより3時40分まで休憩いたします。

---

（「15時25分」から「15時40分」まで休憩）

---

議長（矢野正憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、案件4、太陽光発電事業と地域との共生に関する条例制定の考え方についての件を説明願います。島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君） 太陽光発電事業と地域との共生に関する条例制定の考え方についてでございます。

まことに申しわけございません。まず、資料の訂正をさせていただきます。

2ページをお開きいただきまして、④生活環境等の保全の観点から指定する区域、これの3つ目のポツ、「文化財保護法第109条の規定に基づき指定された史跡名勝天然記念物が所在する土地及び隣接する土地」というふうになっておるんですけれども、その「隣接する土地」の前に「その」を入れていただきまして「その隣接する土地」としていただきたいと思っております。

そして、続きまして同じ④の下から2つ目のポツ、「文化財保護条例第5条」というふうになっておるんですけども、これの一番前に「熊取町」を追加いただきまして「熊取町文化財保護条例第5条」に、同じく④のところでは一番最後のポツ、「都市計画法第8条第1項の各住居専用地域もしくは」となっておるんですけども、この「もしくは」を「及び」に訂正していただきたいと思っております。

続きまして、その下の(3)事前協議及び届出についての3行目の中ほど、「あらかじめ町長と」となっておるところの「あらかじめ」というところを削除していただきたいと思っております。

次に、3ページに移っていただきまして、すみません、申しわけないです。

(4)周辺関係者への説明の最後の部分で、「報告することを求める」というふうになっておるんですけども、ここを「報告しなければならない」に変更いただきまして、(5)工事完了の届出の2行目の初めのところなんですけれども、「届け出られない」になっておりますので「届け出なければならない」、最後に、(8)の項目で「報告の徴収及び立入調査」という項目になっておるんですけども、ここを「報告の徴収及び立入検査」、漢字の「収」というのを「取」というふうに変えていただきまして、「徴収」を「徴取」に変更していただきたいと思っております。修正が多くて申しわけございません。

それでは、資料を用いまして説明いたします。

本条例は、大阪府が平成30年12月に作成した太陽光発電施設に関する市町村条例のひな形及び議員各位との勉強会時にご提案いただいた内容等を参考にしながら、まずは町が太陽光発電事業について情報をキャッチし、その上で住民との共生が図れるよう町が事業に関与していくべく、策定するものでございます。

1. 条例制定の趣旨でございます。

太陽光発電施設が生活環境、景観その他自然環境に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電施設の設置及び管理について、基本的かつ必要な事項を定めることにより、太陽光発電事業と地域との共生を図り、地域住民等の安全な生活と本町の環境の保全に寄与することを目的とするものでございます。

2. 条例の対象でございます。

本条例の対象とする太陽光発電施設は、いわゆる建築物の屋根または屋上に設置するものを除くもので、出力の合計が10キロワット以上のものでございます。

3. 条例の内容で、(1)は事業者の責務でございます。「事業者は、太陽光発電事業の実施にあたり、関係法令及びこの条例を遵守し、災害を防止し、生活環境、景観その他自然環境に十分配慮し、並びに周辺関係者と良好な関係を保たなければならない。」としております。

なお、資料には記載はありませんけれども、町の責務としては、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を実施するものとしており、また、町民等の責務としまして、町民及び事業区域の土地所有者は、町の施策及び本条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならないとしており、土地の所有者についても責務を規定した条例としております。

(2)は抑制区域の指定でございます。①は災害防止の観点から指定する区域、次のページに移っていただきまして、②は農業上の利用を確保すべき土地の観点から指定する区域、③は良好な自然環境等の保全の観点から指定する区域、④は生活環境等の保全の観点から指定する区域で、町長が事業者に対し、事業区域に含まないように求めることができる区域でございます。

(3)は事前協議及び届け出についてでございます。「事業者は、太陽光発電事業を行おうとするときは、当該設置工事に着手する日の60日前までに太陽光発電施設の設置に関する計画について町長に届け出なければならない。」こととしており、「その届出をしようとするときは、町長と事前協議しなければならない。」としております。

次のページに移っていただきまして、(4)は周辺関係者への説明でございます。前述の届け出をしようとする場合、事業区域の周辺関係者に対しあらかじめ説明会を開催するなど、当該事業計画に関する周知について必要な措置を講ずることや、事業計画内容について周辺関係者の理解が得

られるように努めること、またその結果を町に報告しなければならないとしております。

(5) これは工事完了の届け出でございます。前述の(3)の届け出に係る太陽光発電施設の設置が完了したときまたは当該工事を中止したときは、その旨を町長に届け出なければならないとしております。

(6) は廃止の届け出でございます。「事業者は、太陽光発電施設を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに、その旨を町長に届け出るとともに、太陽光発電施設の解体・撤去・廃棄その他適切な措置を講じなければならない。」としております。

(7) は維持管理でございます。事業者は、太陽光発電事業を実施する間、太陽光発電施設及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態で維持管理しなければならないとしております。

(8) は報告の徴取及び立入検査でございます。町長は、太陽光発電事業に関し必要があれば、事業者から報告または資料の提出を求めることができ、また、必要な調査等を行うことができるとしております。

(9) は指導、助言及び勧告でございます。町長は、必要に応じ事業者に対して指導、助言を行うことができ、次のページに移っていただきまして、また、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができるとしております。

(10) は公表でございます。「勧告を受けた事業者が、正当な理由なく勧告に従わない場合は、当該事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を公表することができる。」としております。

(11) は、経過措置でございます。①は、本条例の施行日前に既に施設を設置または設置工事に着手している既設等事業者に係る経過措置でございます。事前協議、周辺関係者への説明、届け出の規定は適用しないとしております。これは不利益不遡及の原則で、現に設置または着手している既存事業者にさかのぼって義務を課さないということでございます。

しかしながら、②において、既設等事業者に計画認定申請書及び添付書類等の写し等の提出に関し、町長の求めに応じて協力するよう努めなければならないとしており、町として地域との共生が図れるよう提出のお願いをしております。

③は、既設等事業者が施行日以後に太陽光発電施設の設置に関する事業計画の内容を変更しようとするときは、変更後の事業計画を町に届け出なければならないとしております。

④は、既設等事業者のうち本条例の施行日前に既に施設を設置済みの事業者は、工事完了の届け出は適用しないとしており、これも不利益不遡及の原則でございます。

⑤は、施設廃止の届け出について、既設等事業者も含め、全ての事業者に適用することとしております。

⑥は、施設の維持管理、報告の徴取、立入調査等、指導・助言及び勧告、公表に係る規定、これらについては、既設等事業者も含め全ての事業者に適用することとしております。

4. これはスケジュールでございます。令和元年10月1日から施行するという予定でございます。簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

議長（矢野正憲君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。重光議員。

8番（重光俊則君）議員との協議等を含めてかなりきっちり検討されているように思うんですが、一番やっぱり気になるのは、経過措置として、施行日前において太陽光発電施設を設置し、または設置工事に着手している事業者というところで、これはほとんど事前協議、周辺関係者への説明、届け出は適用しないとなっているんですが、やはり設置工事に着手しているという着手というのは、やっぱりもっと厳しく、発電事業を開始している事業者についてはその辺はしなくていいところまで言ってもいいのではないかと思います。このままいくとしても、発電事業を開始していない事業者についてはその届け出の書類等について町長に提出することを……。それは下のほうに書いてあるからいいわけか。

やっぱり気になるのは、設置工事に着手している事業者というのが、何が着手かになると思うん

ですね。くわをちょっと入れたという着手か、発注したら着手かということで、そのところをやはり工事をほとんどやっていない業者については着手とみなさないよというような、何らかの注意書きといますか、発電事業を開始していない事業者については、この第1項、第2項について町長に協力するというようなところを少し書いてもらったほうがどうなのかなと思ってまして、着手している事業者というのをもうちょっと明確にしてもいいのかなと思うんですが。

議長（矢野正憲君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）どこの時点かというふうなところというふうに理解いたしました。そこは、まず経過措置の①のところで「太陽光発電施設を設置し」、その後なんですけれども、「又は設置工事に着手している事業者」、これを既設等事業者というふうに規定しておりますので、設置工事に着手しているかどうか、ここで見分けられるというふうに考えております。

ですから、設置工事を現に始めていない人につきましては、この条例について適用していくという考え方でございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）設置工事に着手している事業者はこれは適用しない、事前協議とか周辺関係者への説明、届け出の規定は適用しないということですから、事前協議はもちろんしなくても、周辺関係者への説明はどうやったのかとか、届け出はどういうことをやったのかということも適用しないんですね。適用しないんです、設置工事を着手していれば。だから、工事に着手というのが何をもって着手するか、例えば設置する土地をちょっと平らにしたとか、機器を発注したばかりやとかそういうところで、設置工事に着手している事業者、その着手というのが何なのか、そこはもうちょっと厳密にやってもいいのかなと思います、いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）答弁いただけますか。島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）条文の中ではどう考えているかということをおし上げますと、設置工事に着手する日の60日前というような言い方をしようかなというふうに考えております。余り、これ早くから届け出を出さないと言いましても、大体の事業計画、どこへどういうパネルを置いてどういふふうにとというのが固まってくるというのが大体それぐらいかなと。余り早いときは、もっと大きくざくつという中で計画を立てておりますので、細かいところが定まってくるのはそれぐらいかなというふうに考えております。

着手はどこかと言われた細かい時点については、一定なかなか今の段階ではまだご説明できないというような状況かと思っておりますので、そこにつきましてはちょっと検討させていただきたいと思っております。

議長（矢野正憲君）田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君）課長が申し上げましたとおり、通常、設置工事に着手する日の60日前に届け出なさいよとなっていて、そのときに、いわゆる着手予定日であるとか完了予定日、ほかも含めまして提出する形になっています。いわゆる設置工事の着手予定日、こうなりますと、先ほど議員がちょこっとおっしゃいました事前の資材調達だとかそういうものは一切基本的には入ってこない。現場に工事着手する、この日が着手届の日になってこようかと。これも通常、一般的にそうかなと思っておりますので、この日をもって着手というふうに考えておるといふところなんです。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）よくわかりました。それで、60日前までにそれをちゃんとやっていないといかんとすることは、10月1日施行やったら60日前というのは8月になるんで、それは範疇に入っていますよというふうにとのことですね。わかりました。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、太陽光発電事業と地域との共生に関する条例制定の考え方についての件を終了い

たします。

議長（矢野正憲君）次に、案件5、幼児教育・保育の無償化についての件を説明願います。木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、幼児教育・保育の無償化についてご説明をさせていただきます。

お手元の資料のほうをお願いいたします。

幼児教育・保育の無償化を実施するための子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が5月17日に公布され、皆様ご存じのように本年10月1日から保育料の無償化が始まることとなります。

そこで、まず1点目でございます。幼児教育・保育の無償化の概要についてでございます。この表の中身を順次説明させていただきたいと思っております。

まず、一番左の欄、対象施設等でございます。公立保育所や民間保育園、民間の認定こども園における無償化の対象児童につきましては、3歳から5歳児、5歳児といいますが、いわゆる小学校就学前まででございます、の全ての児童と、0歳から2歳児のうち住民税が非課税世帯の児童が今回の無償化の対象となります。

次に、備考欄に記載してございますとおり、認定こども園の1号認定、1号認定と申しますと、満3歳から小学校就学前までの児童で学校教育を受ける児童のことを1号認定と呼んでおります。以下も1号認定という文言が出てきますので、申しわけございません。1号認定の児童につきましては、満3歳児から無償となるというところでございます。

また、認定こども園の1号認定の預かり保育でございます。預かり保育の利用料につきましては、保育の必要性の認定を受けた場合において、満3歳児のうち住民税非課税世帯の児童は月額1万6,300円まで無償、3歳児からは月額1万1,300円まで無償となるというところでございます。

次に、幼稚園における無償化の対象児童につきましては、こちらはもう全ての児童ということで満3歳から5歳児、いわゆる小学校就学前までの全ての児童が対象となっております。また、無償化となる保育料につきましては月額2万5,700円が上限となっております。預かり保育料につきましては、先ほどご説明しました認定こども園と同じ内容での範囲で無償という形になります。

次に、認可外保育施設等についてでございますけれども、こちらにつきましても3歳から5歳児の全ての児童は保育料が月額3万7,000円まで、0歳から2歳児のうち住民税非課税世帯の児童は保育料が月額4万2,000円までが無償となるという内容となっております。こちらが無償化の概要ということでございます。

続きまして、2点目につきましては、無償化に係るいわゆる費用負担割合について図のほうでさせていただきますので、ご説明をさせていただきます。

まず、(1)の公立保育所、うちでいうと町立保育所でございますけれども、無償化となる保育料につきましては右のほう、無償化後のグレーの網かけ部分になります。こちらは町が10分の10、全額この部分については負担するという形になってございます。ただし、副食費、いわゆるおかずでありますとかおやつなどの食材料費でございます。こちらの食材料費につきましては無償化の対象外となっておりますので、実費徴収という形で右の表にグレーの網かけはかからずに実費徴収と、副食費については実費徴収という形で表のほうはお示ししてございます。

次に、(2)の民間保育園及び認定こども園でございます。無償化となる保育料につきましては、同じく無償化後のグレーの網かけ部分のとおり、こちらにつきましても国が2分の1、府、町がそれぞれ4分の1を負担することとなります。ただし、町立保育所と同じで、副食費につきましてはこちらも実費徴収という形になります。

次に、(3)こちらは民間の幼稚園、私立の幼稚園でございます。こちらにつきましては、無償化となる利用者負担、左の現行の利用者負担という欄でございます。利用者負担につきましては、無償化後の網かけ部分のとおり、国が2分の1、府・町がそれぞれ4分の1を負担するという形に

なります。

また、現行の就園奨励費につきましては、現行国が3分の1、町が3分の2を負担しているとなっておりますけれども、こちらにつきましては、無償化後は就園奨励費が廃止となりまして、その部分につきましては国が2分の1、府・町がそれぞれ4分の1をいわゆる施設等利用給付費という形で施設側に支払うという形になってございます。

次に、(4)でございます。無償化に係る影響額等でございますけれども、まず無償化の実施に係る地方負担分の財源措置につきましては、令和元年度、本年度に要する経費、いわゆる10月から3月までの半年分になりますけれども、全額国費で負担とされておるところでございます。

実際の影響額でございますけれども、平年度のいわゆる年間、年間の影響見込み額を今年度、令和元年度の当初予算をベースに試算いたしました結果、公費負担の支出増額分につきましては約1億1,300万円、国・府負担金の収入増額分が約6,100万円と見込んでございます。その差し引き約5,200万円が、いわゆる町の単費での負担増となると見込んでございます。

これ、ちょっとすみません、ここには記載しておらないんですけれども補足です。今申し上げました国・府負担金の収入増額分が6,100万円という形になっておるんですけれども、入のほうで民間の保育園と町立保育所の保育料、こちらにつきましては当然無償化によって入ってきませんので、その保育料の収入減が民間保育園と町立保育所を合わせて約1億2,700万円でございます。それを、すみません、「等」と入れればよかったですけれども、ややこしくて申しわけないんですけれども、それを差し引いた後が6,100万円ですので、実際、国・府負担金の増額分というのはそれを足した約1億8,800万円程度という形でご理解いただきたいと思います。すみません、ちょっと説明が一部漏れておりまして申しわけございません。そういう形でご理解いただきたいと思います。

最終的に、差し引き約5,200万円が町単費の負担になるというところは、その部分については変わりはございませんので、よろしく願いいたします。

次に、裏面のほうをよろしく願います。

3点目の本町の対応についてということで、ここで取り上げさせていただいているのは副食費の実費徴収についてでございます。副食費の実費徴収についてでございますけれども、上の括弧で現行2号認定、2号認定と申しますのは3歳以上の保育認定のお子さんのことを呼びます。その2号認定のお子様につきましては、先ほどもご説明いたしましたけれども、副食費は保育料に含まれた形で現在徴収させていただいているというところでございます。

また、1号認定、さっきも申しました満3歳以上の教育認定のお子さんと幼稚園のお子さんにつきましては、副食費は保育料とは別に現在、実費徴収の対象ということで、実費徴収となっております。それが今後、無償化後におきましては、保育料のうち副食費はいわゆる無償化の対象外ということになりますことから、国基準額、こちらが月額4,500円を上限に実費徴収することという形になってございます。本町といたしましても、月額4,500円が上限ということになっているんですけれども、月額4,500円のご負担を保護者様にお願いしたいというふうに考えてございます。この4,500円につきましては、認定こども園、民間保育園についても4,500円という形での合意形成はできてございます。

ただし、その次になりますけれども、副食費の免除対象者といたしまして、年収360万円未満の相当世帯のお子様と、所得階層にかかわらず第3子以降のお様が免除対象者となります。下の表、上が1号認定のお子さん、その下が2号認定のお子さんということになっておりますけれども、共通いたしましてグレーの網かけ部分が、現在保育料が無償で無償化後の副食費も免除対象となっている部分でございます。

次に、太線で囲った部分でございます。こちらにつきましては、今回の無償化により新たに副食費の免除対象者となる部分でございます。したがって、1号認定の子どもでいきますと、一番左に階層が書いてございます。第4階層、第5階層、年収680万円未満相当、第5階層が年収680万円以上相当ということで、それぞれ第1子、第2子、このお子さんが副食費の実費徴収の対象者

になるということでございます。

2号認定の子ども、3歳以上の保育部分のお子さんにつきましては、同じく一番左の階層が第4階層から第8階層までの第1子と第2子のお子さん、こちらのお子さんにつきましては実費徴収の対象という形になってございます。

表の一番下、1つ目の米印になるんですけれども、0歳から2歳児の3号認定と呼ばれているお子さんでございます。0歳から2歳児の保育認定のお子様につきましては、無償化が先ほども申しました住民税の非課税世帯に限定されてございます。そのため、副食費につきましては現行どおり保育料に含まれることとなりまして、実費徴収の対象外、いわゆる保育料としてお支払いいただくという形になってございます。

また、2つ目の米印でございます。参考という形になるんですけれども、副食費に対して主食費というお米でありますとかパンなどにつきましては、3歳から5歳児の2号認定のお子様の主食費につきましては従前より国のほうは実費徴収の対象という形になってございます。しかしながら、本町におきましては現行実費徴収もしておりませんことから、無償化後におきましても引き続き実費徴収しないこととしたいというふうに考えてございます。

無償化につきましてのご説明は以上でございますけれども、この無償化に係ります補正予算及び関係条例の一部改正につきましては本9月議会に上程させていただく予定でございます。

それと、最後になりましたけれども、今回の無償化の制度内容等の周知につきましては、既に8月号の町広報紙でありますとかホームページに掲載しているところではございますけれども、無償化の対象となるための申請手続、今ちょっとCM等で申請が必要ですよということで、いろんな方が必要になるのかなというふうな誤解も招くようなCMが流れておるんですけれども、申請が必要な方につきましては園を通じて各保護者様のほうに申請書と案内書を既に渡している、もしくは今月中にお渡しする予定としてございますので、あくまでも申請手続漏れがないように、こちらのほうで保護者様に手続のご案内をしたいというふうに考えてございます。

また、あわせて9月号の町広報紙にも無償化に関する掲載をさせていただきますし、当然ホームページにも掲載させていただきます。またあわせて、町内全保育所の児童の保護者様へもこの制度の内容についてのチラシの配布、また保護者への説明会なども順次行う予定としてございますので、そういったことを含めて無償化の制度の周知に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、ちょっと長くなりましたんですけれども、無償化についてのご説明とさせていただきます。議長（矢野正憲君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。田中圭介議員。

1番（田中圭介君）大阪府の守口市が平成29年度から先駆けて幼児保育料無償化を実施したところ、今まで待機児童ゼロやったものがもう今、二百数十人待機児童が出ております。これはなぜかというたら、やっぱり保育所に入れなくてもいい方がただやったら入れようかというふうな問題が絶対に発生してくると思うんですよね。その辺の対応はどう考えていますか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）議員ご指摘のとおり、本当に無償化によりまして入所児童の確かに増加の要因になるというふうに我々も思っております。そのためにも今後引き続き、今もそうなんですけれども、まずもって保育士の確保というのが喫緊の課題でございまして、議員もご存じのように毎月広報に募集の記事も出ておりますし、昨年、民間保育園とも合同して就職相談会的なものを2回ほど開催いたしまして、保育士の確保に努めているところでございます。

それとあわせて、今、議員からご指摘ありましたように、保育所に入れなくてもいいけれどちょっと入れてみようかなみたいなことをおっしゃいましたんですけれども、保育所の入所の審査というのが当然でございます。当然、就労証明でありますとかそういうのをご提出いただきまして、本町も必要に応じて実態調査でありますとかそういうことも行います。そういったことで、きちっと入所



の優先順位、基準というのを審査した上で入所を決定するという流れになってございます。

ただ、待機児童対策ということで、今後無償化にあわせてどれだけの分が出てくるのかというのは、先ほど申しましたようにやっぱり保育士の人材確保かなと、施設のキャパ的には若干余裕はございます。一番の課題は、昨年来ずっと申し上げていますように、やっぱり保育士確保がまず最優先かなというところでございます。

議長（矢野正憲君） 田中圭介議員。

1番（田中圭介君） その保育士が、毎年毎年募集してはりますけれども、なぜ来ないと思いますか。

議長（矢野正憲君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） 保育士不足につきましては、これはもう全国的なもので、例えば本町だけが保育士不足に陥っているということではない。これは全国レベルでの内容となっております。ですので、保育士確保のために各全国の市町村ではいろいろ手を打っておくことは私も存じ上げているんですけれども、その中の一環で、まずは臨時保育士の確保が基本的に難しいということなんです。先ほど来会計年度のことでも出ておりましたけれども、そういったことで一定、臨時保育士も処遇が改善されるということで、我々としてもいい方向になるのかなというふうに考えているところでございます。

議長（矢野正憲君） 田中圭介議員。

1番（田中圭介君） 副食費の問題ですけれど、熊取町は一応副食費は各自、園に取っていただくという形になっています。泉佐野市、田尻町はもう全額出すというところで、やはり近隣の町との差が生まれてくる。そしたら、やっぱりどっちに住もうかな、住むなら熊取町と言っている熊取町が副食費を取る、そしたらどうしても、今現状でも泉佐野市に人口が流出しております。そしてまた、熊取町に住んでいて親戚が泉佐野市におったら、そっちに住所変更だけして泉佐野市の保育所に行かせるという方も、もしかしたら出てくるかもしれませんよね。その近隣の町との兼ね合い、貝塚市は多分実費徴収になると思うんですけれど、やはり泉佐野市、田尻町、近隣、そしてまた少子高齢化の歯どめをうたっている熊取町として、その辺の副食費のことはどう考えておられますでしょうか。

議長（矢野正憲君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） 副食費についてでございます。まず副食費を徴収しなかった場合、要はその部分につきましては、町立保育所はもちろんのこと、民間の保育所に対してもその分が当然入ってこないということになりますので、その部分についても当然、町のほうから補助金なり何かの形で民間保育園のほうに財政支援をしなければならぬという形になってございます。その金額が平年ベース、1年のベースですけれども、民間保育園に対しては年間約3,000万円、町立保育所分で約1,700万円の計4,700万円の負担が必要になってくると、これは、幼稚園に行こうが民間の認定こども園、どこに行っても免除を受けられるという形での試算となっております。

それに加えまして、先ほどの資料でもご説明いたしましたように、無償化を実施するというだけで地方負担分が約5,200万円増になるということで、合計、単年度で1億円単純計算で財政負担が増えてくるというところでございます。

それと、あと副食費のところであわせてご説明しました低所得者でありますとか、所得階層にかかわらず第3子以降の副食費というのは免除するというので、そういったものは国の施策とあわせて、幼稚園のお子さんも公平に受けられるように、この制度が適用されるようにうちは制度設計を考えているところでございます。

そういったことも含めまして、一番大きいのはやっぱり財政負担になるのかなというふうに考えてございます。これがずっと永久に続くということになりますと、かなりの財政負担を強いられることになりますので、その辺につきましては一定、保護者の皆様には丁寧な説明とご理解をいただきながら、副食費の徴収について進めていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（矢野正憲君） 田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）ありがとうございます。

これは、誰が見ても財政負担は、町が今まで保育料とで10分の10取っていたのが丸々10分の10取らなあかんということで、もうこれだけでも財政を全部圧迫してくるというのは目に見えて国の政策としてどうかなというのは、僕もこの間東京のほうに行かせていただいて、この件に関して質問してきたんですよ。もう公立をなくせというのかと。そしたら町の負担が4分の1になる。急に減るじゃないですか。でもやっぱり子どもの受け皿として公立は残しておかなあかん。でも、100%払わなあかんからもうだんだんお金だけが減ってくるというのは僕ももう承知しておりますので、その辺、また10月から始まりますので、ほかの保育所や民間の保育園、そしてまた幼稚園の理事長や所長、園長らとのコミュニティもしっかりしてほしいなと思います。ありがとうございます。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）いろいろすみません。ご意見いただきましてどうもありがとうございます。

本当にこの制度に限って、10月ももう目前に迫ってございまして、本町といたしましても円滑に無償化を実施するためには、今、議員もおっしゃっていただきましたように、やはり民間園と連携を密にしながら、また、現場から出てくるいろんな声も既に我々も耳にしております。そうした声にも真摯に耳を傾けまして、当然、我々にできることはさせていただきますし、議員もおっしゃっていただきました国の制度の問題というところも一部我々も正直感じているところがございます。そういった中で、できるだけ民間園のほうと情報共有といいますか、連携しながら10月の無償化に向けて取り組んでいきたいというふうに考えてございまして、よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。田中豊一議員。

5 番（田中豊一君）一般質問で重光議員から質問もされていますので、私のはちょっと資料でわからない点だけ教えてもらいたいなど。

3 番の本町の対応についての副食費の無償化後の下の2つの補助、年収360万円未満相当世帯の子どもと、あと第3子以降の子どもが無償化される、これ、財源はどこが負担するんですか。国ですか、それとも町ですか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）年収360万円未満相当のお子さんと第3子以降のお子さん、こちらに係る副食費の免除分につきましては、これは施設型給付費ということで、国2分の1、府・町4分の1の負担で施設側にお支払いをするという形になってございます。それは、本町でいきますとみどり幼稚園が対象になってくるんですけれども、もともとの国の今の制度だけでは幼稚園が漏れてしまいますので、民間の幼稚園につきましては別の制度を利用いたしまして、そちらの制度につきましては国・府・町がそれぞれ3分の1ずつの負担になるんですけれども、同じような形で年収360万円未満と第3子以降のお子様につきましては無償化という形をとらせていただきます。

だから、財源がちょっとややこしいんですけれども、大半が国2分の1、府・町がそれぞれ4分の1を負担して施設側にお支払いするという形になります。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5 番（田中豊一君）先ほど田中圭介議員から泉佐野市、田尻町の副食費の件が出ました。制度設計をもう町のほうが決定的に進んでいるみたいなので、なかなか今から覆すというのは難しいと思うんですけれども、こういう現象が起こっていることをちょっと皆さん方に聞いておいていただきたいなど。

フレンド幼稚園は、皆さんもご存じのようにスポーツに力を入れて、ゼッセルの関係で南野選手なんか泉佐野市から熊取町に来ていたと。これ、セレッソの絡みで本町もかわりがあった選手なんですけれども、あと子どものエアロビクスとの関係とかいろんな形であそこは園児を集めていて、泉佐野市からも結構来ているわけです。その子どもたちが実は泉佐野市民なんですけれども、泉佐

野市の無償化を受けられないと。これは、泉佐野市の規定では、どうも泉佐野市の園に通った子どもだけしか補助を受けられないという形らしいです。

ことし半年は何とか我慢しても、ひょっとしたら3歳とか4歳とか、次の年、向こうの鶴原とか天使とかありますけれども、そちらへ変わる可能性があるん違うかなということで、フレンドのほうも経営とかに影響が出てくるん違うかなという心配をしているということを聞いています。こういう大きな改正のあるときには、町のほうは町で決めたらいいのかもわかりませんが、みどりもそうですし、アトムの方の2つの保育所、それからさくら、それとすみれですか、そういうところに、今からやったら限られた日程ですけれども、本格的にといたら半年ぐらいいまだある中で、ことしは半年分のあれですけれども、丁寧な説明をされて、向こうの意見もちゃんと聞いて対応していただくようお願いしたいなと思います。

私は以上です。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）先ほどもご答弁させてもらって重なるんですけども、従来から本町では町立の保育所の所長、町内の民間保育所の各所長が集まって、公民所長会ということでいろいろ情報交換、情報共有等はさせていただいているところでございます。

議員からご提案ございましたように、そういった無償化がスタートしていろいろするまでの説明でありますとか周知、これはもう当然のことながら我々も全力で取り組んでいきたいというふうに考えてございます。また、無償化実施後におきましても、やはり現場から出てくる声でありますとかそういったものを吸い上げて、我々としてできること、その辺は各民間園と情報共有はしていきたいというふうに考えてございます。よろしく申し上げます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）田中圭介議員が実情をよくご存じの状態だと思います。資料の2ページ目、これはもともと1号認定と2号認定で、もともと副食費は今までもなかったけれど、今後とも副食費はなくなる方々を書いているので、これで読むとしたら年収360万円以上のところの第3子以外、これは実際払いますよということですね。

そうすると、ここの部分の間食費というのは余り町には影響しない。一番やっぱり影響するのは、1ページ目の現行で無償化後のときの町負担の副食費が負担になりますよということになっていて、これは、先ほどおっしゃったけれど合計で民間が3,000万円と町立が1,700万円、合計で4,700万円、これが、今まで保育料として払っていたのを親に負担してもらわなあかんという状況になるけれども、それ以外のところで公費負担の支出増額分が1億1,300万円、これは、1億1,300万円のうち国・府の負担金が6,100万円あるから熊取町は5,200万円、これは今の間食費の実費の部分じゃなくて、5,200万円さらに大きくかかりますということを行っているんですね。

この5,200万円はなぜ出てくるのかですね。今、間食費は町が全部回収してやっているのに、これをこれだけ出したら、町が回収しなくなったらさらに5,200万円町単費で負担増になるというのは、町単費の中身を明確に出していただかないと、どの業務で出るようになるのか、保育運営は保育所に保育料をやって運営しているけれども、それ以外に金が出ているんじゃないかという気がするんですね。

だから、それぞれの細かいところを出してもらわないと、保育所の運営に関して本当は実質4,500万円の話をせなあかんの、5,200万円足した1億円の話の話をせなあかんと、これはおかしい話で、保育所運営自体がちよっとそれだけのお金が足りないのを隠してきたのかなというようなことを考えるわけですよ。

だから、実際この制度が副食費だけを外したらそれだけの経費負担がふえるというのが非常に難しい。それがわからない。それと、間食費を今、町が回収しているのに、それを今、実際の保育所に回収してよということを提案しようとしていますよね。その辺は非常に理解できないところなんですけれども、わかりやすく説明してもらえませんか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）申しわけございません。この表が全体的なもので影響額をお示ししているということで、非常にわかりにくいことで、議員のほうから一般質問で表であらわしてということでご質問をいただいております。

我々も、各公立はわかりやすいと思うんです、この表を見ていただければ一目瞭然でございますので、保育料は丸々町が単費でかぶらなければいけないと。あとの民間保育園でありますとか認定こども園、また民間の幼稚園につきましてはもともとの保育料と言われている保護者のほうから負担いただいていた保育料が要はゼロになりますから、その分を国・府・町でそれぞれ負担しましょうというふうな、簡単に言いますとそういう流れになってございます。

ただ、その中では施設型給付費と呼ばれる分でありますとか、一体運営上どういった形で運営しているのかとかと、非常に今までわかりにくい制度になってございますので、その辺はできるだけ簡潔に、でもわかるように表でお示しするように、できるだけ工夫して、本会議の一般質問のほうで資料としてお示しさせていただきたいというふうに考えてございます。それは、今の時点ではその辺でお願いしたいと思います。

あと、副食費で今、議員からご指摘ございました徴収に当たって各施設のほうでお願いしているというところがございますけれども、確かに、もともと認定こども園でありますとか幼稚園を除きます民間保育園と、あと町立保育所の保育料につきましては、もともと町が徴収してございました。その保育料の中には副食費が含まれた形で徴収しておったと。

今回、副食費だけを徴収ということになりますと、こちらにつきましては、保育所の現場のほうではその徴収の事務に追われて、ひょっとしたら保育のほうに何か影響が出るのではないかとか、そういう懸念をされておられる事業者もいらっしゃいます。そういったことにつきましては、今後、我々のほうも国でありますとか近隣自治体の動向を注視しながら、我々も検討はしていきたいと思っています。

ただ現状、副食費、いわゆる食材料費と言われますのは、地方自治法上の公債権ではないんです。ですので、町がこれを現金として収入し、それを各施設のほうにお支払いするということが現行法上難しいという解釈をしてございます。今まで保育料といいますのは、児童福祉法の中で市町村は保育料を徴収することができるというふうに規定されてございました。今回、無償化によって、副食費の分につきましては施設が徴収することができるという国のほうの条文になってございます。施設が徴収するということになってございますので、我々としては、とにかく10月1日を円滑に無償化をスタートさせるために、まずは民間のほうでこちらのほう徴収事務を、当然、技術的な支援でありますとかそういったことは、我々としても側面支援になるんですけれども、やっていきたいというふうに考えてございます。

今、ちょっと長くなったんですけれども、そういったことで今回副食費、いわゆる食材料費につきましては園にお願いしている。食材料費につきましても差はあります。基本、4,500円は全ての園も超えております。超えた分は園がかぶっているという形になるんですけれども、ですので食材料費につきますと、各園の特色でやっぱり食材のこととかいろいろ考えていると思いますので、そういったことにつきましては園が直接保護者様に説明をしていただいて、徴収していただくのが今の現在の国の考え方となってございますので、当面10月1日はこういう形でスタートさせていただきたい。議員のほうから再々出ております今後につきましても、民間保育園のほうといろいろ情報共有、現場の声も聞きながら対応していきたいというふうに考えてございます。

すみません、長くなって申しわけございません。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）今ので、とりあえず10月1日からのということがありますよね。そこをどう考えるかなんですけれども、田中圭介議員も心配しておられます。泉佐野市がこれを取らないという政策を出していますよね。それと熊取町の政策を比べたときにどうなるのかというのをもっと真剣に比

べて、熊取町は取っても大丈夫やでという人の動きになるのか、今取ったら減るよという、田中圭介議員が言っていたようにね。そういうことを含めて半年間はまずは熊取町がお金をかぶろうよと、5,000万円なら5,000万円。それで試行して、令和2年から本格的にどうするかは決めますでも僕は十分な判断だと思うんですよ。

やっぱり子どものために金を使うというのは、ふるさと納税をもらっているけれどどこへ使ったのというのが見せ場がない。その見せ場をつくることも考えてやって、今から令和2年まで、そこでどうするかを最終判断する、そこでは間食費を取ったほうが得やとか、あるいは間食費を取らなくても何とかなるとするのか、それを泉佐野市との政策きっちり比較してやらないと、泉佐野市は取らない、だけど熊取町は金がないからやれへんのやというのがそこなんです。貝塚市と同じぐらいでいいやんというのでやっていますけれど、熊取町はここで瀬戸際になっていると思うんですよ、熊取町で住むのか泉佐野市で住むのか。

熊取町で住んでもらうためやったら、それだけの金を使うということをしなないといけないと思うんで、その職員も大変ですよ。今10月からせなあかん。そんなことをするよりも、あと3月末までちゃんとやって制度をつくって、そこからどっちにするか最終的に決めると、それぐらいのことはやっぱりトップ、町長が判断してほしいということを希望しておきます。また本会議でもそうなるかわかりません。

以上です。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）すみません、ちょっと確認だけ。

第1子、第2子、第3子というところなんですけれども、その家族で第3子という意味じゃなくて、家族で3人子どもがおったとして、例えば上の2人が小学校、中学校やって一番下の子どもだけが保育所や幼稚園に行っているよとなったら、その子はこの表の場合だったら第1子になるんですか。どうでしたか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）まず、上の表のほう、1号認定のお子さんにつきましては、小学校3年生までのお子さんを第1子、第2子、第3子のカウントといたします。2号認定のお子さんにつきましては、こちらはもうおっしゃるように0歳から就学前までのお子さんを第1子、第2子、第3子でカウントするという内容になってございます。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、幼児教育・保育の無償化についての件を終了いたします。

---

議長（矢野正憲君）次に、案件6、空家対策についての件を説明願います。馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）それでは、空き家対策についてご説明申し上げます。

資料のほう、最初に1番、空き家対策の目的と趣旨でございませう。

町内における適正な管理がされていない空き家については、現時点では全国、府内及び市町村平均に比べて非常に少ない状態ですが、文章の中ほどにありますようなさまざまな懸念材料が予想されることから、今回、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に関し必要となる事項を新たに条例で定めたいというふうに考えているところでございませう。

2番へ進ませていただきまして、もうご存じかと思いますが、特措法の概要でございませう。

空き家の定義については、記載のとおり空き家等、特定空き家等というふうに、特定空き家については記載の4つの状態をいうということになっています。これらに対して、法律ではその下、法に位置づけられた施策の概要ということで、5項目施策を想定しております。

法では、その下の丸ですけれども、市町村の役割ということで5項目、国の基本指針に即した対

策計画の策定、計画策定実施に関する協議を行うための協議会の設置、空き家等の調査や所有者等の情報等の収集、それから空き家及び跡地に関する情報の提供及び活用するための対策の実施、除却、修繕、立木竹の伐採等助言、指導・勸告・命令というようなことを定められているところでございます。

裏面のほうへお進みいただけますでしょうか。

そこで、私ども今回、空家等の適正な管理に関する条例ということで、以下のほうに概要をまとめております。本日、議員全員協議会では条例制定の考え方を説明させていただき、詳細につきましては町議会の9月定例会の中で説明させていただきますので、ご了承ください。

まず、今回の条例の中では3項目大きく分けて、1番上、特定空き家を判定する基準、そういったものを定めたい、それからもう一つ、2番目ですけれども、空家等対策審議会の設置ということで、今後、空家対策計画の策定に当たって専門家の意見等をお聞きするための審議会を条例上位位置づけるということになってございます。

それから、3番目、こちらにつきましては、特定空き家となった場合に緊急事態が生じた場合に、ある一定の最低限の措置を行えるようにということ条例のほうで定めたいと、この3つが主な目的となっております。

最後に、4番、今後のスケジュールでございますが、本日の議員全員協議会において報告させていただいた後に、町議会9月定例会に条例並びに審議会、関連予算を上程させていただき、条例等については10月1日施行を予定しております。また、審議会につきましては年明け1月から3月にかけての開催を予定しており、空家等対策計画について審議し、策定を予定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（矢野正憲君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、空家対策についての件を終了いたします。

以上で、本日の案件は終了いたしました。

---

議長（矢野正憲君）その他、何かご報告等があれば承ります。石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）それでは、私のほうから老人憩の家の耐震化の進捗状況についてご報告させていただきます。

A4、1枚物の資料のほうをごらんください。

老人憩の家は、昭和49年度より順次設置し、町内各自治会38カ所に整備されています。そのうち26カ所が昭和56年以前の旧耐震基準で建設されており、耐震診断が必要でございます。

老人憩の家の活用につきましては、各自治会等が主体となりさまざまな地域活動が営まれており、タピオステーションを初めとした介護予防の拠点であり、自主防災の拠点としても役割を担ってきております。

このような状況の中、耐震化は喫緊の課題であり、防災元年の取り組みの一つとしても老人憩の家の耐震化を掲げておりますが、財政状況を鑑みながら計画的に取り組む必要がございます。できるだけ早期に完了できるように、交付金を活用、また交付金獲得を確実なものとなるよう、陳情を含め鋭意取り組んでいるところでございます。

老人憩の家の単独施設20カ所を当初予定では令和11年に完了予定でしたが、交付金の活用見込み、庁舎内で協議を重ね、令和2年度中の予算措置、3年度工事完了までスピードアップいたしました。

2点目、特定財源についてでございますが、診断・設計につきましては社会資本整備総合交付金、補助率3分の1を活用いたします。なお、診断につきましては交付基準が設けられております。耐震工事につきましては、タピオステーションが各地区で行われている背景から、介護予防の拠点施

設として地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、1施設当たり773万円の定額補助を活用いたします。この交付金は、加えて防災・減災・国土強靱化のための3カ年緊急対策を踏まえ、令和2年度まで耐震化整備等が優先的に交付対象となります。

3点目の耐震化の進捗状況についてでございますが、耐震診断、実施設計、耐震工事を予算計上年度ごとに記載し、単独施設20カ所の老人憩の家をA、B、Cの3グループに分けております。このグループ分けは、老人憩の家の設置年度及び公共施設等総合管理計画策定時の老朽化状況等をもとに行っております。詳しくは、2ページの老人憩の家単独施設分耐震化スケジュールをごらんください。

④の久保から翠松苑の5カ所は、平成30年度に耐震診断を行い、現在耐震設計を行っているところでございます。耐震工事につきましては今年度の12月補正で予算計上する予定で、工事自体は令和2年度にかかるスケジュールとなっております。なお、この5カ所の工事費につきましては、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の対象経費として内定を受けております。

⑤の青葉台から高田の5カ所につきましては、現在耐震診断を行っているところでございます。令和2年度当初予算で耐震設計を計上し、令和2年度の12月補正で耐震工事の予算計上を行う予定でございます。なお、工期は令和3年度にまたがる予定です。

⑥の和田から五月ヶ丘、10カ所の耐震診断につきましては、今回の9月補正で予算計上させていただいております。耐震設計につきましては令和2年度6月補正、工事につきましては令和3年度3月補正を予定しており、実際の工事着工は令和3年度を予定しております。

なお、記載しております工事費、特定財源枠につきましては、あくまでも現時点での想定額でございます。総額といたしまして約3億5,000万円、うち特定財源額約1億7,000万円を試算しております。

1ページにお戻りください。

4点目の公民館併設の老人憩の家につきましては、公民館部分は各地区の負担が生じる形になりますので、単独施設の耐震化完了後に引き続き着手していけるよう、地元自治会としっかりと協議を進めていく予定でございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

議長（矢野正憲君）もう一つがひまわりバスのルート変更。山原道路課長。

道路課長（山原栄次君）よろしく申し上げます。

ひまわりバスのルート変更等についてご報告させていただきます。

まず、経緯ですが、ひまわりバスにつきましては、平成11年4月1日から運行を開始し、平成24年7月より現行ルートとなり、以降、フリー乗降の実施、ICカードシステムの導入、休日運行等、利用者の利便性向上の取り組みを行い、乗車数は現行ルート実施後年々増加し、平成30年度には6万3,343人の方々にご利用いただいております。

平成30年5月に実施いたしましたひまわりバス利用者アンケートにおきまして、主な目的地として、回答689件のうち「役場」が121件で18%、「病院等」が107件で15%、「商業施設」が101件で15%となっておりましたので、さらなる利便性向上策といたしまして、紺屋一丁目（マンダイ前）へのバス停の設置を検討いたしました。また、3月27日付和田区からひまわりバスのバス停を和田区内に設置してほしい旨の要望が出されたことから、和田区内へのルート変更についてあわせて検討を行いました。

2番、まず紺屋一丁目（マンダイ前）へのバス停の設置についてです。

検討結果及び今後の方針ですが、紺屋一丁目（マンダイ前）へのバス停の設置につきましては、道路管理者である大阪府及び泉佐野警察署と協議を行い、バスバースの設置は必要となりますが、バス停の設置については内諾をいただいております。なお、直近にある北紺屋バス停とは距離が近いので、北紺屋バス停を紺屋一丁目（マンダイ前）に移設することといたしました。

1ページめくっていただきまして、A3判の図面をつけさせていただいておりますので、ごらん

ください。

今ご説明させていただきましたのは水色のルートになってございます。水色のルート、役場を出まして外環を下りまして、現状は北紺屋というバス停がございまして、この北紺屋バス停を、現在郵便局のちょうど向かいぐらいに移設させていただきます。北紺屋につきましては、路線バスのバス停としては北紺屋は残りますので、名前が重複しますとややこしくなりますので、新しく紺屋一丁目というバス停名で設置させていただくことになってございます。

すみません、1ページにお戻りください。

次の必要経費です。

まず、初期投資としましてバス停の設置工事が430万円、バスの運行経費の補助金として46万円必要になってございます。合計で476万円となります。米印のところ、紺屋一丁目（マンダイ前）バス停の設置に係る工事費につきましては、もう既に発注済みとなっておりますので契約額となっております。あと、運行経費の補助金については、令和元年度の当初予算で既に計上済みの分ということになってございます。

上記の内容により、令和元年11月1日運行開始に向けまして、バス停設置工事及び運輸局への認可変更手続を現在進めてございます。

続きまして、3番、和田区内へのバス停設置でございまして。

検討結果及び今後の方針です。

和田区内へのバス停の設置につきましては、平成24年7月の運行見直し以前は和田区内をバスが通ってございましたが、コース変更により和田区内を通らないルートとなっております。平成24年の運行見直し時に比べまして、高齢者の運転免許返納も進んでございましてひまわりバスの利用者も多くなっていることから、ルート変更を行い和田区内にバス停を増設する方向で泉佐野警察署と協議を行いまして、ルート変更について内諾はいただいております。

また1枚めくっていただいて、3番の分をごらんください。

今説明させていただいているのは緑色のルートになってございます。つばさが丘をぐるっと回ってきまして府道泉佐野打田線に出ます。関空国際口、南小学校前と通過しまして、朝代の交差点を右折して朝代区内に入ります。朝代大橋を越えてずっと入っていったところで、朝和口のほうへ下っていく道で現行ルートは左折して下っていくルートとなっておりますが、それを、ちょっと緑色の濃い線になりますが、直進いたしましてずっと和田区内を通過して、赤丸をつけてございます。ちょうど和田区の実行倉庫の前あたりになりますが、和田というバス停を新設する予定となっております。

あと、そのままルートをぐるっと回りまして、南中学校のところを左折、ずっと進みまして、もとのルートに戻ってくるということになってございます。

すみません、2ページをお願いします。

必要経費です。バスの運行費補助金として初期投資が46万円、あと経常経費として150万円が必要となっております。合計で196万円ということになります。和田区内バス停設置に係るバス運行費補助金の増額分につきましては、現在ございます現行予算内での対応が可能となっております。上記より、令和元年11月1日運行開始に向け運輸局へ認可変更手続を進めてございます。

4番、今後のスケジュールです。

令和元年6月からということで、紺屋一丁目（マンダイ前）のバスバースの設置工事につきましては、既に施工中ということになってございます。令和元年7月、認可変更申請をもう申請済みとなっております。約3カ月必要ということで聞いてございますが、一応もう運輸局のほうは申請書を受理していただいておりますので、受け取っていただいた段階ではおおむね内諾いただけるというようなところで、予定どおり進められるものというふうに考えてございます。令和元年10月、ルート変更等のPRをさせていただく予定で、広報と、あとホームページのほうでPRさせていただく予定です。令和元年11月1日から運行開始ということで、あわせまして新しい時刻表を全戸配



布させていただきます予定ということになってございます。

報告は以上です。

議長（矢野正憲君）報告が終わりました。何かあれば承ります。

議事の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

それでは、田中豊一議員。

5番（田中豊一君）老人憩の家の耐震化の進捗状況の話なんですけれども、この3カ年で、耐震については前から課題であったやつを特定財源を確保して一気にやっていただけるということで、非常にうれしいことなんです。

前から課題になっている老人憩の家、各地区で大体管理してもらっていて、利用されていると思うんですけれども、自治会等への移管について何か考えてられるのか、移管をする方向性がないのであれば、条例とかの公共施設の設置というのは必要でないのかというふうに思うんです。以前にもこの検討はしたことあると思うんですけれども、こういう耐震化して最近では自治会のほうも法人化しているところも結構出てきているんで、やっぱり移管しやすいような状況が出てきているように思います。いろいろ条件はあると思うんですけれども、前半でのアクションプログラムの件もありますけれども、今後はそういう方向性が必要じゃないかなと。

でなければ、町が今までどおりということであれば、設置に関する条例とかそういうものが必要ではないかなと。いろんな意味で耐震化とかこの施設の関係を整理する必要があるんじゃないかなと思うんですけれども、これについてはいかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）老人憩の家なんですけれども、やはり以前、移管を検討した経緯はございます。ですが、現時点で熊取町、国全体なんですけれども、高齢化が進んでおまして、地域の高齢者のための施設を移管して自治会に管理を任せるということが現実的に大丈夫なのかどうかというところも検討したところ、やはり自治会によっては管理できる力といたしましうか、自治会力みたいなどころがあるところ、また、ちょっと今、現時点ではしんどいところもあるのかなというところもありまして、トータル的に考えまして、高齢社会の中ではもうしばらく熊取町が責任を持って維持管理していく中で老人憩の家を有効活用していきたいという、そこはタピオステーションの介護予防の拠点であったりとか防災の拠点、また自治会交流の拠点ということで、熊取町は自治会の活動が盛んですので、そういったところの大事な施設ということで位置づけて、もうしばらくは町で管理するというところで決定しております。

そしてまた、この考え方につきましては公共施設等総合管理計画の中でしっかりと位置づけて、現在耐震化、安全対策に向けて取り組んでいるというところで、この経緯がございます。

議員おっしゃったように、熊取町管理でしたら条例が必要ではないのというところ、以前もそういう話がありました。そこら辺については、現時点はないんですけれども、今後そういったところは勉強していきたいなと思いますけれども、まだこの耐震診断、耐震補強、安全対策をやった後の次の建築後50年を迎えるころはどうなるかというところもありますので、慎重に判断していきたいというところで考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）今、理事が申し上げたとおりでございます。

また、国のほうの動きといたしましても、保健事業とそれから介護予防の一体実施というようなことも国のほうから示されてきております。その中で何が中心になるかということ、地域で憩いの場、集いの場、そういったものが必要になってくるということが国のほうでも示されてきております。もう、まさにうってつけ、タピオステーション、熊取町は先見の明があるというような状況になってございますので、この施設については非常に重要な施設やというふうに考えて、今後も実施していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）ひまわりバスのほうなんですけれども、2つだけ聞きたいんです。

最初のマンダイ前のバス移設の分につきましては、今あるバス停をマンダイ前に移設するということところで工事費がかかるのはわかるんですが、運行費補助金がなぜ46万円要るのかということところを説明していただきたい。今、別になっただけなので何でなのかなと。

それともう一つ、和田のほうのルート見直しにつきましては、和田の中に入って行くというルート見直しはいいかと思うんですが、バス停からバス停、新設する和田からずっと次のバス停まで、熊取団地までですか、距離が長いので、この間、フリー乗降にすれば利便性向上になるのではないかなと思うんですが、その辺のところをお願いします。

議長（矢野正憲君）山原道路課長。

道路課長（山原栄次君）まず、最初のバスの運行経費の46万円の分ですが、これは、実は和田区のルートにも初期投資として同じ額、46万円というのを計上させていただいています。項目としては同じになりまして、まずバス停を新しくつくる、そのバス停の費用が必要になってまいります。あと、バスに乗っていただいたらご存じかと思うんですけれども、例えば次は和田とかいうような車内放送とか音声がかかるんですが、今回ルート変更することによって、それを変更していく費用がかかってまいります。その経費として、初期投資ということで1回だけなんですけれども、今のところ南海バスから出ている見積もりが46万円ということになってございます。

（「高い」の声あり）

確かにおっしゃるとおりなんですけれども、我々も一応今、見積もりでいただいている額がそういうふうになってございますので、一応それを素直に計上させていただいてございます。

それと、和田区のほうのルートのフリー乗降の件なんですけれども、それについてはここだけじゃなくて、熊取町内ほかの部分についてもフリー乗降については検討させていただいてございます。ただ、フリー乗降の条件というのがかなり厳しくて、バス停からバス停を常にフリー乗降できる状態で走行できるというのが条件になりますので、例えばバスに乗りたい人が手を挙げられていてもバスがとまれない、狭くてとか、前から車が来るとちょっと対向も厳しいので、そこは早くすり抜けたいというようなところがあればとまれないということになりますので、そこは警察とか、あと運輸局とかの確認も必要になってまいります。今のところ、フリー乗降が可能なのが青色のルートのニュータウンの中のルートと、あとピンク色のルートの成合から高田までのルートということになってございます。

我々も今後、その辺は南海と協議しながら利便性向上策というのは検討してまいりたいということとは考えてございますので、今のところ許可がいただけるのはここだけということで、今回の分についてちょっとそこはできなかったということで、ご理解いただきたいと思います。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。田中圭介議員。

1番（田中圭介君）今、紺屋一丁目のバス停をつくってくれてはるんですけど、かなりつくっている場所が合い鍵屋に大分近いほうにつくっていて、歩道がすごい狭くなるように見受けられるんです。あれは、歩道は狭くなるんですか。

議長（矢野正憲君）山原道路課長。

道路課長（山原栄次君）今、工事中でフェンスとかもさせていただいているので、その分は若干狭くなっていますけれども、一応、必要な歩道幅員は確保すべく設計させていただいていますので、以前よりはバスバースがちょっと入り込んできますので歩道幅員というのは狭くなりますけれども、一定、基準上の幅員というのは確保できるように努めてございます。ご理解いただきたいと思います。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）すみません、遅くなりまして。

老人憩の家の方なんですけれども、前にも私、桜が丘の方で、老人がふえて集会するのに座

れないから増設できへんかというような話を持っていったときに、そういうことを言ってもらいと引き取ってもらわなあかんようなことになるのでそんな話をしないでくださいみたいなことを言われて、もう口を閉ざしたんですけれども、これからやっぱり耐震化が終わっても建てかえのとき問題が起こってくると思うんです。そのときにもそういう話がまた出てくるというふうなことが考えられるのかどうか、町へ移管するという話ですよ。そういうふうなことが出るのかどうか、ちょっと。

議長（矢野正憲君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）老人憩いの家のスペースということで、ほかの自治会のほうからもお話があることはありますけれど、今こちらとして決めていることは、建築確認が必要でない10平方メートルまでは、区がその部分を負担するという形であれば増築可能というところまでをラインとさせていただいております。若葉地区と小垣内はそれで増築して、区のほうでやっていただいたという経緯がございますので、今申し添えるとしたらその形というふうになります。

それ以上大きなものを建てたいとなりますと、あくまでも私たちが今やっているのは介護予防の拠点としての耐震化、安全対策というところをまずはさせていただいておりますので、建てかえ等につきましては今現在のところ考えておりません。その場合はまた区のほうで考えていただくとか、そういうことになっていくかなというふうになると思います。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）ちょっとだけ補足させていただきます。

増築をやりたいということの引きかえに、そしたら移管するよというようなことは町としては考えていないですし、以前そういうやりとりがあったかどうか我々は知りませんが、そういう考えは全くないです。

公共施設等総合管理計画の中で、熊取町の規模でどれだけの公共施設が必要なのかというところは議論させていただいたと思うんです。やはり、高齢社会だから狭くなっているという意見もあります。ただ、ここは協力して工夫して使っていただきたいと。

これが、それに反応して増築、建てかえというところは、熊取町の今の公共施設等総合管理計画の中では考えておりませんので、そこは各自治会には協力してもらえるように丁寧に説明しながら、またいろんな提案をさせてもらいながら、今ある施設をどうにか維持管理、安全対策はやりませけれども、ちょっとでも長寿命化に向けて取り組んでいるというところが現状なので、そこはご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（矢野正憲君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）わかりました。使いやすいように、それでまた、長年たったらやはり建てかえというところ辺も考えていただきたいと思います。

今度、ひまわりバスの件なんですけれども、すごく運転手が上手に、時間どおりにすっと戻ってきはるんです。和田地区へ入っていくとかなり距離的には長くなるんですけれども、その辺については大丈夫なんですか。

議長（矢野正憲君）山原道路課長。

道路課長（山原栄次君）ご指摘のとおり、運行距離が延びますので若干時間のほうが長くなります。今のところ、まだ正式決定ではございませんが、緑色のルートについては約6分延びる予定になってございます。

ただ、一応役場で2台のバスで待ち合わせて、また次の新しいルートに行くということになりますので、緑のルートの反対側の赤色のルートについても、ここで今、約5分待ち時間があるんですけれども、1台6分長く走ってきますので、ここについては赤のバスについては11分とまって、また2台そろって次のルートへ行くというようなことになります。

それで、1周6分ですので8便で48分、全体で48分長く延びることになります。そこについては、

新しい時刻表ができて全戸配布させていただきますので、その辺も含めてPRのほうはさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、以上で議員全員協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

（「17時17分」閉会）

---

以上の協議会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

矢野正憲